

新発田市公共施設等総合管理計画

新発田市

令和7年3月改定

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 背景と目的	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の実行により期待される効果	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 対象施設	5
第2章 新発田市の現状と課題認識	6
1 人口の推移	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 年齢別人口の将来見通し	7
2 財政の状況	8
(1) 歳入・歳出の状況	8
(2) 投資的経費の推移	10
(3) 公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移	11
3 公共施設等の総量把握	12
(1) 公共施設等の総量一覧	12
(2) 公共建築物の総量把握	13
(3) インフラ施設の総量把握	15
第3章 公共施設等の更新費用の将来見通し	22
1 公共施設の老朽化問題は財政問題	22
2 将来の更新費用の推計方法	22
(1) 更新費用の推計を行う期間	22
(2) 会計別と施設分類	22
(3) 大規模改修や建て替えを行う周期	22
(4) 更新費用試算の単価設定	24
(5) 更新費用に対する物価上昇率分の反映	24
3 公共施設等の更新費用の見通し	26
(1) 普通会計の公共建築物	26
(2) 普通会計のインフラ施設（道路、橋りょう、公園等）	28
(3) 公営企業会計のインフラ施設	30
(4) インフラ施設全体（普通会計＋公営企業会計）	32
(5) 公共施設等全体（普通会計＋公営企業会計）	34
4 課題認識	36
(1) 公共施設等の配置・総量の適正化	36
(2) 公共施設等の効率的な維持保全サイクルの確立	36
(3) 将来人口の減少を見据えた財政運営と公共施設等の更新費用の抑制	36
(4) 将来の更新費用のピークに備えた財政負担の平準化	36

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針.....	37
1 公共施設等の適正管理に向けた方向性	37
2 基本方針	37
(1) 課題認識を踏まえた「3つの基本方針」.....	37
3 公共施設等の執行可能な更新費用の算出.....	38
(1) 普通会計対象施設	38
(2) 公営企業会計対象施設.....	38
4 公共建築物の更新費用の平準化と総量適正化（数値目標）	39
第5章 公共施設マネジメントの取組手法	40
1 公共施設等の再編に関する取組手法.....	40
(1) 集約・複合化に関する取組手法	40
(2) 配置・規模の適正化に関する取組手法.....	40
2 公共施設等の維持・保全に関する取組手法	41
(1) 点検・診断等の取組手法	41
(2) 維持管理・改修・更新等の取組手法.....	42
(3) 長寿命化の取組手法.....	43
(4) 脱炭素化の取組手法.....	43
3 利活用に関する取組手法.....	44
(1) 民間活力等の活用に関する取組手法.....	44
(2) 未利用・遊休資産の利活用に関する取組手法.....	45
4 施設類型別の取組方針	45
(1) 建築系公共施設（小中学校を除く）に関する実施方針.....	46
(2) 建築系公共施設（小中学校）に関する実施方針.....	47
(3) 道路施設に関する実施方針	48
(4) 橋りょう施設に関する実施方針	49
(5) トンネル施設に関する実施方針.....	50
(6) 農道施設に関する実施方針	51
(7) 林道施設に関する実施方針	51
(8) 公園施設に関する実施方針	51
(9) 臨港施設に関する実施方針	52
(10) 排水機場施設に関する実施方針	54
(11) 上水道施設に関する実施方針	54
(12) 下水道・農業集落排水施設に関する実施方針.....	55
第6章 今後の推進に向けて	57
1 全庁的な取組体制の構築	57
2 計画のフォローアップの実施方針	57
資料編	58
1 更新費用試算の単価設定（築年数・整備年数のみを基準とした試算）	58
(1) 公共建築物	58
(2) 道路・林道.....	58

(3) 橋りょう.....	58
(4) 上水道.....	59
(5) トンネル、農道、公園、臨港施設、排水機場、下水道・農業集落排水	59
2 普通会計から公営企業会計への繰出金	59
3 用語説明	60

第1章 計画の策定にあたって

1 背景と目的

(1) 計画の背景

新発田市は、面積 533.11 km²と人口約 9.1 万人（令和 6 年 11 月現在）を有する、新潟県北部の中核都市です。北西部は日本海に面しており、白砂青松と形容される美しい海岸が広がります。また、南東の山岳地帯には磐梯朝日国立公園に山頂を置く二王子岳がそびえ、この山岳地帯を源流とする加治川の水系によって肥沃な越後平野の一部を形成しています。

昭和 22 年に市制を施行し、昭和 30 年に五十公野、米倉、赤谷、松浦、菅谷、川東の 6 村に加え、昭和 31 年に加治川村の一部、昭和 34 年に佐々木村と合併しました。平成に入り平成 15 年に豊浦町と、平成 17 年には紫雲寺町・加治川村と合併しました。合併した町村の公共施設をそのまま引き継いできたことから、公共施設の総数は 900 棟を超え、機能が重複・類似した公共施設が複数点在する状況にあります。

旧新発田市、豊浦町、紫雲寺町及び加治川村においては、人口の増加や行政に対するサービス需要の拡大を背景に、昭和 40 年代から平成 10 年頃にかけて多くの公共施設を整備してきました。この結果、これから多くの施設が築 30 年を超えて、大規模改修や、建て替えの時期を迎えることとなります。現状の公共施設の量を保ったまま公共サービスの提供を続け、公共施設の大規模改修や建て替えを実施するには、高額な財政負担を伴います。

また、新発田市の人口は平成 7 年に最大ピークを迎え、以降は減少傾向にあり、年々高齢化も進行しています。今後、人口減少と年齢別人口構成の変化により、施設の利用需要が変化していくことが予想されるため、市民ニーズの変化に対応した効率的かつ効果的な公共施設サービスの提供が求められます。

この状況に対処するため、将来の人口や財政状況などを踏まえ、道路、橋りょう等のインフラ施設を含めた公共施設全体の総量を把握したうえで、計画的な施設管理の取組を進めることが重要となります。

これらを踏まえ、新発田市が所有する公共建築物等の公共施設と道路、橋りょう等のインフラ施設を対象に、総合的かつ計画的な施設管理の取組方針を方向づける「新発田市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定し、これまで、公共施設の長寿命化や再編のほか、インフラ施設の長寿命化を着実に進めてきました。計画策定から一定期間が経過したため、これまでの取組を検証し、今後、一層推進していくために、本計画を見直すこととしました。

今回の改定にあたっては、令和 5 年度末までに策定された公共施設等の個別施設計画の内容を勘案したうえで、更新費用の見直しを行いました。

今後も、本計画に基づき総合的かつ計画的で適正な施設管理を推進していきます。

(2) 計画の目的

① 安心・安全に配慮した予防保全型の維持管理

不具合が起こる前に、あらかじめ修繕、更新等を行う予防保全型管理を含む、公共施設等の管理方針を定め、公共施設等を安心・安全で良好な状態に維持します。

② 財政の見通しと世代間の公平な経費の負担

公共施設等の更新が集中する時期を見通すことで、公共施設等の更新費用を平準化しながら、世代間での公平な経費の負担に努めます。

③ 公共施設等の長寿命化、質・量の最適化

公共施設等の将来の更新費用をあらかじめ試算し、公共施設等の長寿命化や集約・複合化等の対策を計画的に行うことで、公共施設等の質と量の最適化を図ります。

(3) 計画の実行により期待される効果

① 持続可能な公共サービスの運営

世代間での公平な経費の負担に努めることで、「未来の子どもたちのしばた」のために、持続可能な公共サービスの運営を進めます。

② 公共施設の質・量の最適化による将来の更新費用の確保

公共施設等の「市所有財産」を市民のための「市民財産」として、その価値を見直し、公共施設等の量を最適化することで、将来の更新費用を確保していきます。

③ 「住みよいまち」の魅力向上

人口減少や少子高齢化が進展する中、公共施設等の更新費用を抑え、選択と集中を徹底し、限りある財源を効率的、効果的に配分していくことで、「健全財政の堅持」と「未来への投資」を両立させ、「住みよいまち」の魅力向上につなげます。

2 計画の位置づけ

本計画は、新発田市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるものです（図 1-1）。

本計画の策定に当たっては、新発田市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画（令和 6 年 3 月）」と整合を図ります。

また、平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」における「インフラ長寿命化基本計画」の政府決定、平成 26 年 4 月 22 日における総務省発の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（令和 5 年 10 月 10 日改訂）」に沿って策定します。

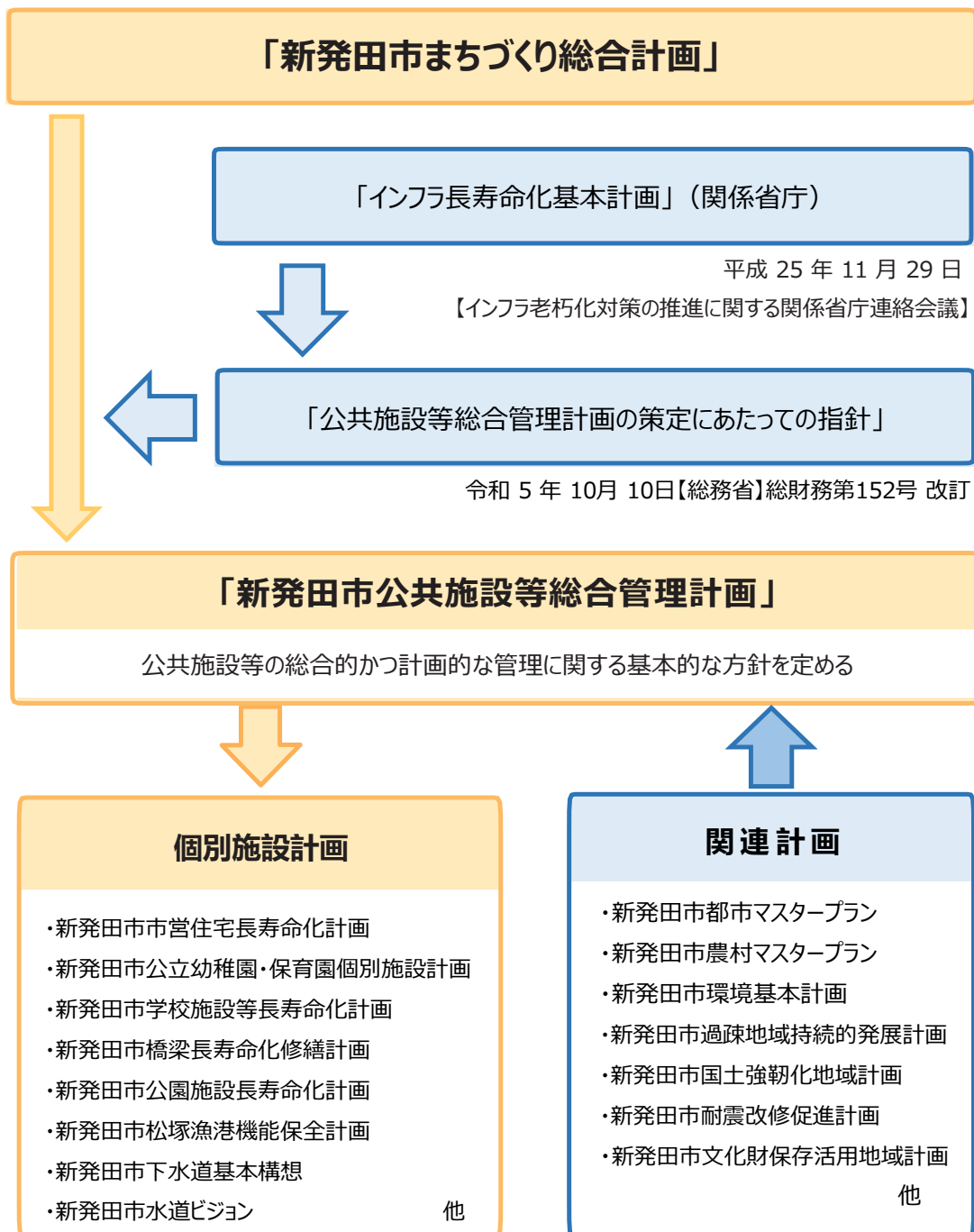


図 1-1：新発田市公共施設等総合管理計画の位置づけ

3 計画期間

新発田市では、昭和 50 年代に建設された施設が多く、これらの更新費用は平成 29 年度頃からおよそ 30 年間に集中することが予想されます。

このことから、平成 29 年 3 月に策定した本計画では、費用が集中する平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間に本計画の計画期間としており、今回の改定においても同期間とします。

なお、本計画については、新発田市まちづくり総合計画の基本構想及び基本計画の見直しに合わせて、8 年ごとに見直しを行います（図 1-2）。

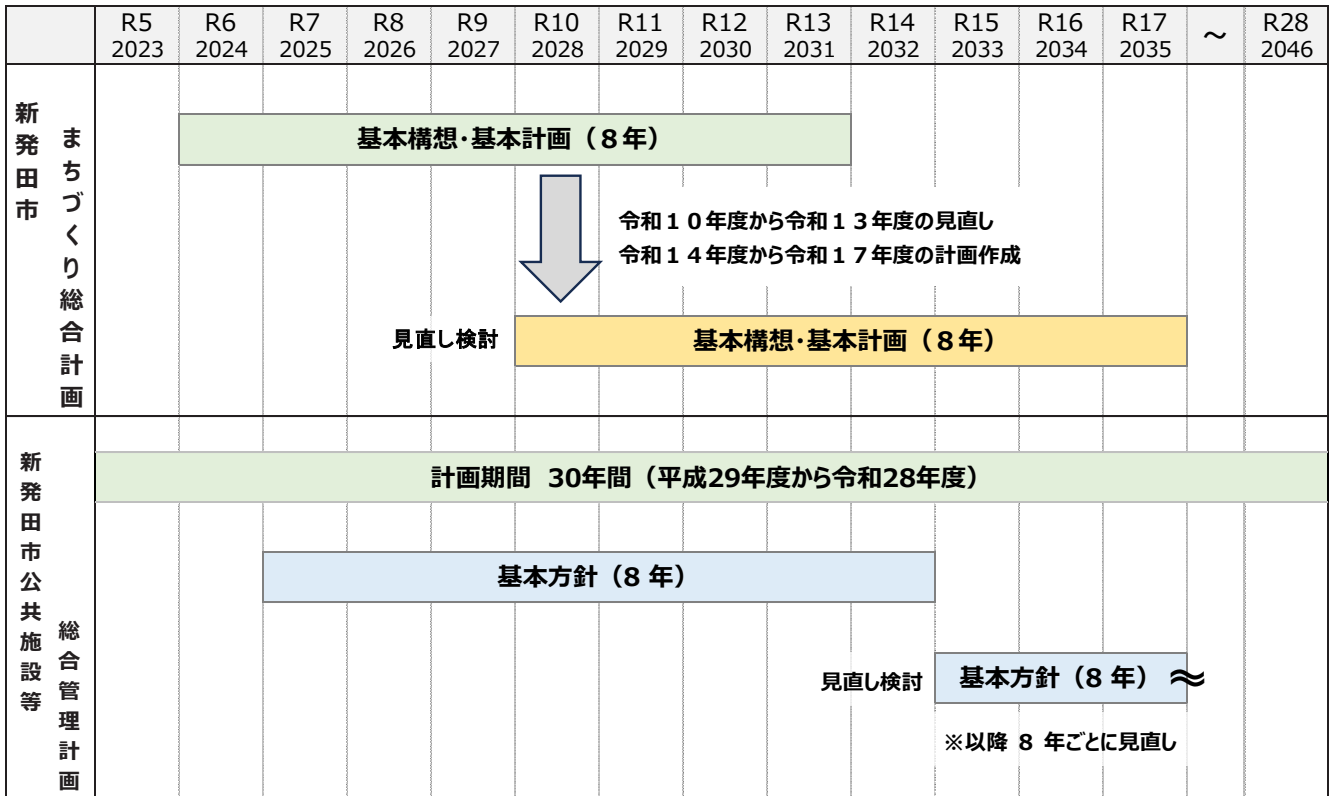


図 1-2：計画期間と見直しイメージ

4 対象施設

本計画の対象施設は、新発田市が所有及び管理するすべての公共施設と、道路や橋りょう等のインフラ施設とします（表1-1）。これらの総量の把握と大規模改修費用、更新費用の試算を行います。

表 1-1 対象施設の一覧

会 計	施 設 分 類	
普通会計	公共施設	公 共 建 築 物
	インフラ施設	道 路
		橋 り ょ う
		ト ン ネ ル
		農 道
		林 道
		公 園
		臨 港 施 設
排 水 機 場		
公営企業会計	インフラ施設	上 水 道
		下 水 道
		農 業 集 落 排 水

第2章 新発田市の現状と課題認識

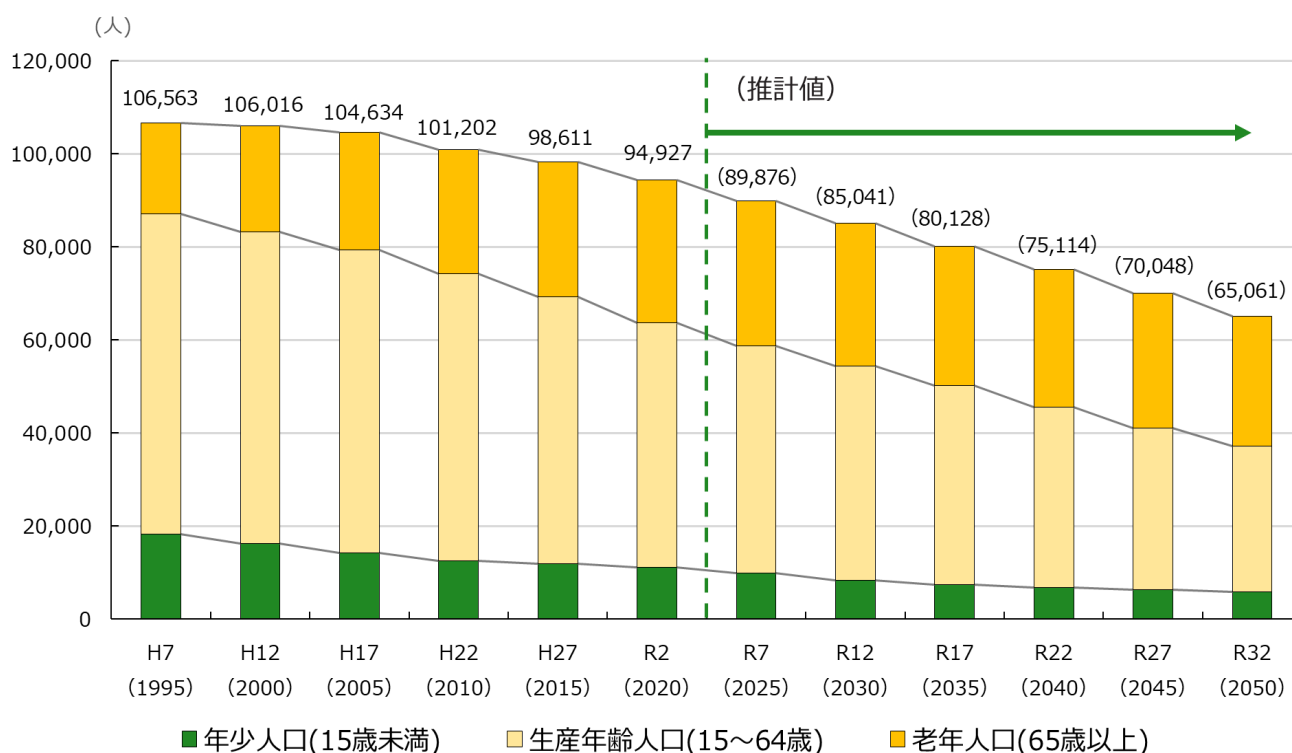
本章では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理方針の検討を行うための大きな要素となる、人口、財政、施設の現状把握と、抱えている課題について整理します。

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

新発田市の国勢調査人口は平成7年まで増加を続けましたが、その後は減少傾向にあります。平成7年は106,563人、令和2年は94,927人と、平成7年からの25年間で10.9%の人口が減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）において、令和2年国勢調査を基準とした将来推計によると、新発田市の人口は令和32年に65,061人になるとされており、令和2年と令和32年の推計値を比べると、何の対策も講じなければ31.5%の減少となります。（図2-1）。

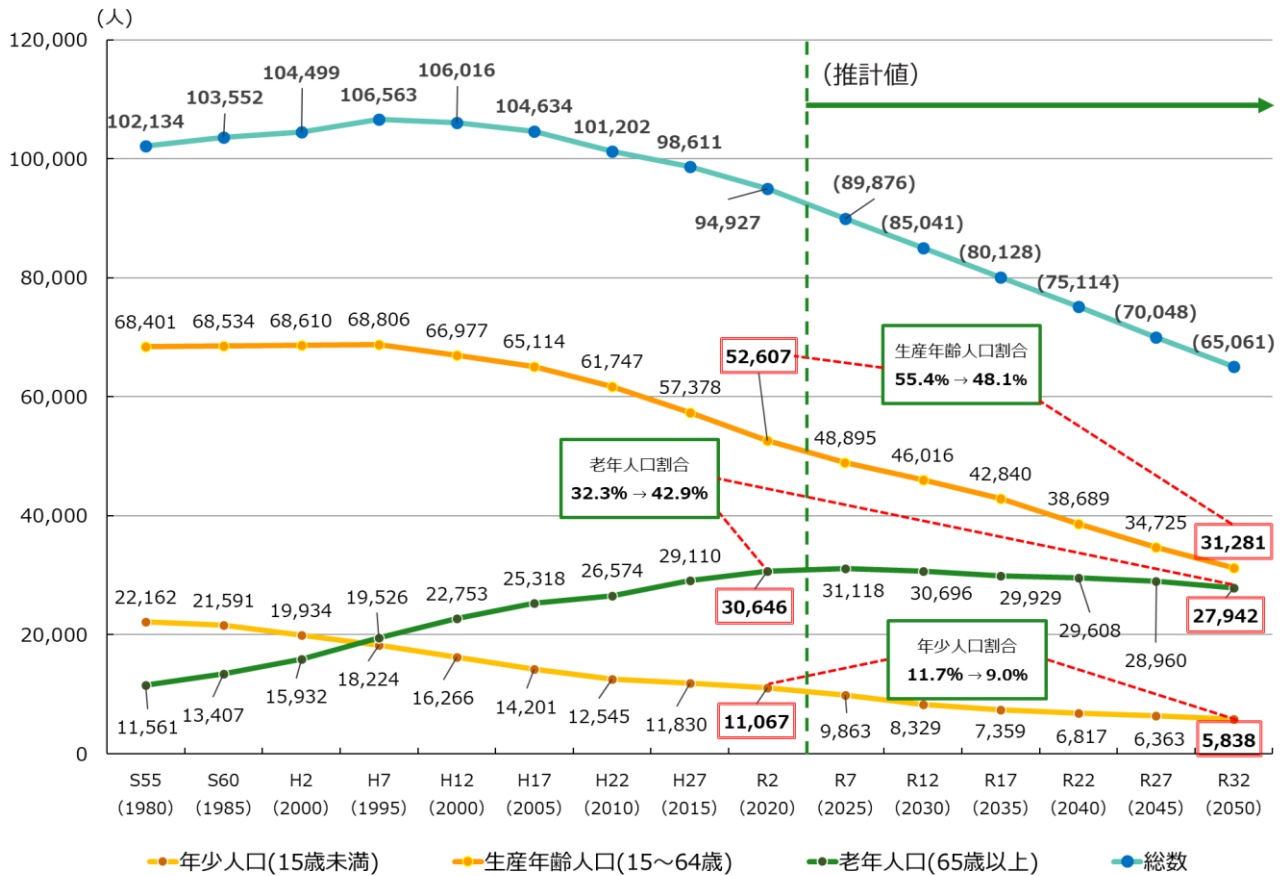


出典：国勢調査（年齢不詳者含）
令和7年（2025年）以降の括弧内は社人研推計値

図2-1：総人口の推移

(2) 年齢別人口の将来見通し

社人研の推計で令和 32 年の新発田市の人口は 65,061 人となり、令和 2 年と比較した年齢別人口では、高齢者人口割合が 32.3%から 42.9%に増加 (+10.6%) し、生産年齢人口割合が 55.4%から 48.1%まで減少する (△7.3%) 見込みです。また、少子化も進行し、令和 32 年の 15 歳未満の年少人口割合は 9.0%まで減少する (△2.7%) 見込みです (図 2-2)。



出典：国勢調査（年齢不詳者含）
 令和 7 年（2025 年）以降の括弧内は社人研推計値

図 2-2：年度別の人口及び構成比率の推移推計

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

【歳入】

平成 25 年度から令和 4 年度までの新発田市の普通会計（※1）における歳入決算額は、令和元年度までは減少傾向にありましたが、令和 2 年度に増加しました。その要因として、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する国庫支出金の増加が挙げられます。

平成 25 年度から令和 4 年度までの経年変化をみると、歳入総額は依存財源（合併特例債（※2）等）により影響を受けて上下しつつも、自主財源比率はおおむね 40%前後で推移しており、安定した状況にあると考えられます（図 2-3）。

しかしながら、今後は、さらなる少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口の減少による地方税の減収などが懸念され、財政運営への影響が考えられます。

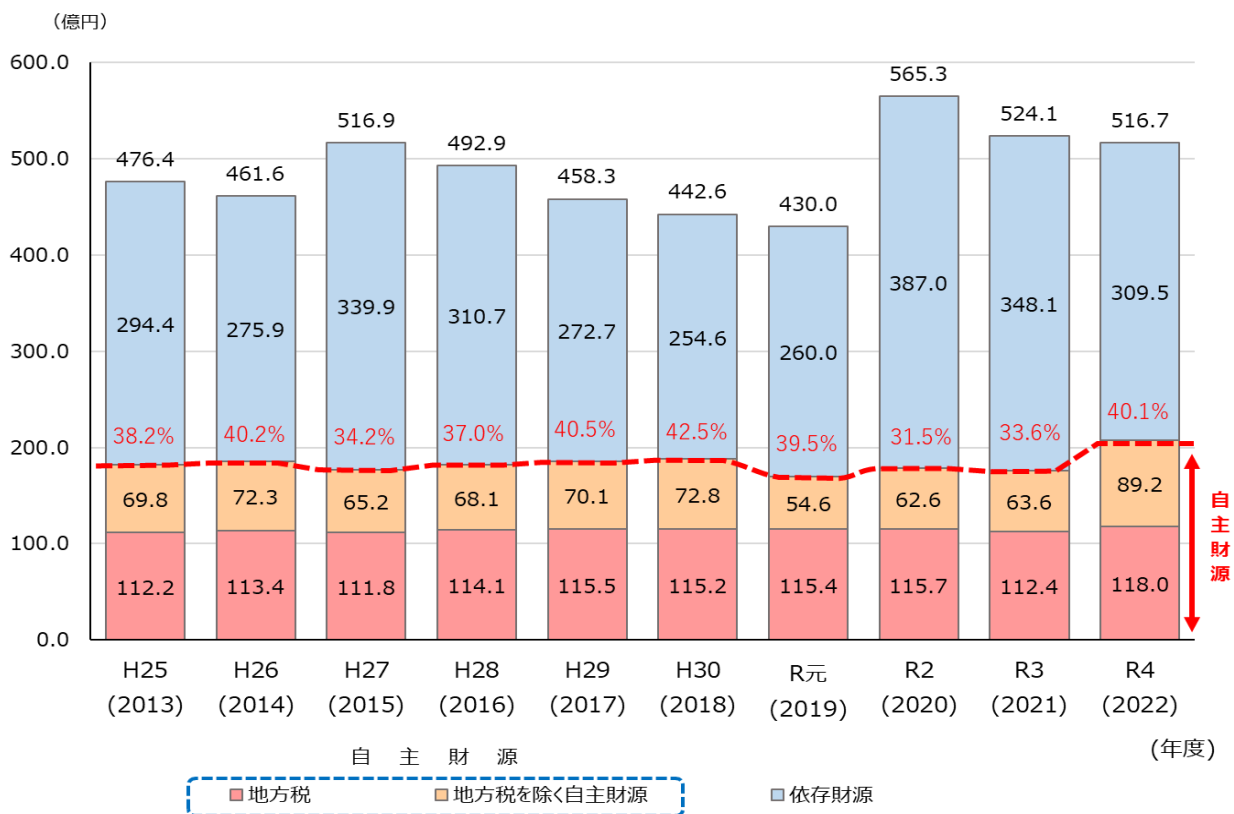


図 2-3：歳入の年度別推移（普通会計決算）

[語句説明]

- (※1) 普通会計： 会計の設置状況が異なる地方公共団体の財政状況を比較するために設けた全国統一の統計用の会計基準。一般会計と特別会計のうち公営事業分を除いた合計額で、新発田市の場合は、一般会計から介護サービス（想定企業会計）を除いたものに土地取得事業特別会計とコミュニティバス事業特別会計を加えたもの。
- (※2) 合併特例債： 合併建設計画記載の公共施設等の建設に充てることができ、返済額の 7 割を国が負担する。新発田市では合併特例債の発行可能期限を平成 15 年の合併開始から 15 年後の平成 30 年度としている。

【 歳 出 】

平成 25 年度以降の推移をみると、令和 2 年度は一時的に大幅に増加しています。その要因として、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する支出が増加したことが挙げられます。また、過去 10 年の経年変化をみると、特に少子高齢化の進展等による扶助費のほか、補助費等で増加が顕著にみられます。令和 4 年度における歳出（普通会計）の状況は、総額 493.9 億円となっており、義務的経費比率は 43.9%となっています（図 2-4）。

公共施設等の更新工事及び大規模改修の経費である普通建設事業費は、31 億円から 122 億円を要してきました。

普通建設事業費は、平成 25 年度では道路整備事業や学校施設整備事業等により、平成 27 年度では市庁舎建設事業や新発田駅前複合施設建設事業等により、それぞれ増額となりました。

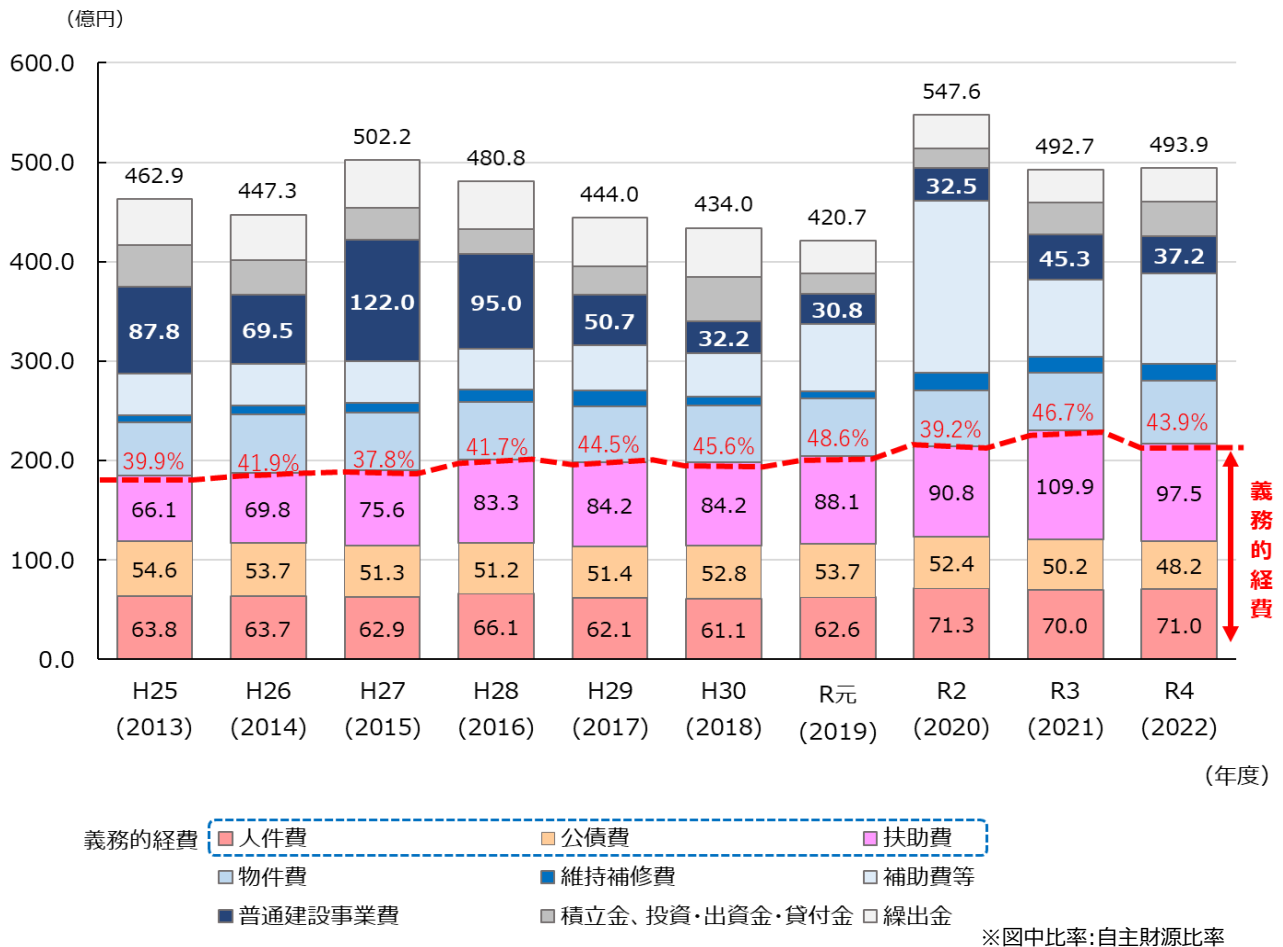


図 2-4：歳出の年度別推移（普通会計決算）

(2) 投資的経費の推移

公共建築物の建設やインフラ施設の整備等、社会資本の整備に要する経費を「投資的経費」と言います。

投資的経費は普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなります。公共施設等の更新費用の考察を進めるにあたり、前述の普通会計分の投資的経費に加えて、水道事業会計や下水道事業会計といった公営企業会計を含めた実績を把握する必要があります（図 2-5）。

平成 25 年度から令和 4 年度までの投資的経費は 69 億円から 162 億円で推移しており、その平均は 99 億円となっています。その会計別の内訳は、上下水道などの公営企業会計分が 39 億円、学校や道路、橋りょう等の整備に要する普通会計分が 60 億円となっています。

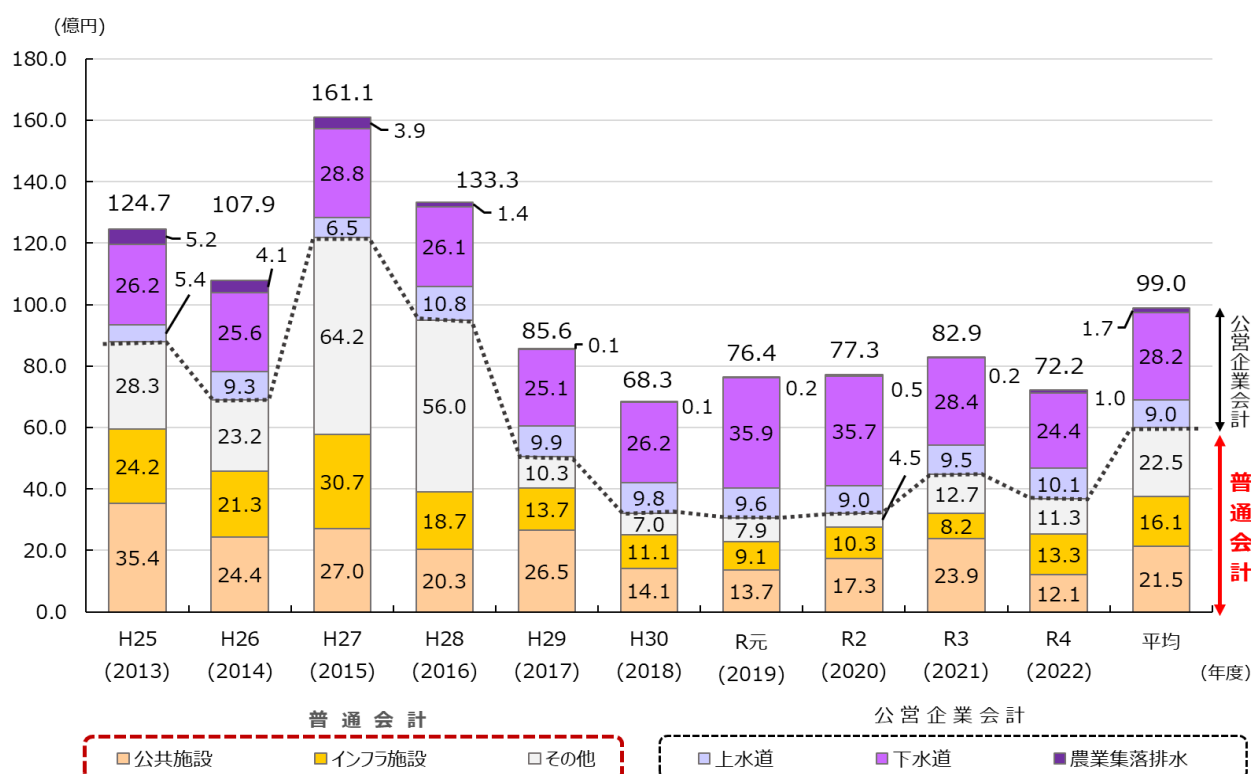


図 2-5：年度別投資的経費の推移と内訳（普通会計＋公営企業会計）

平成 25 年度から令和 4 年度における投資的経費を目的別に分類し、それぞれの平均値（※1）と中央値（※2）を表 2-1 に示します。歳出状況で見てきたように、普通会計分の普通建設事業費は 31 億円から 122 億円の間で推移していました（図 2-4）。これらの臨時的な増加や減少、極端な変動の影響を小さくするために、以降は中央値を用いて検討を進めることとします。

平成 25 年度から令和 4 年度の投資的経費の中央値は、年間約 80.0 億円（普通会計 43.5 億円、公営企業会計 36.5 億円）となっています。この内訳では、普通会計では教育費（16.4 億円）、道路・橋りょう費（9.9 億円）、公営企業会計では、とりわけ下水道（26.1 億円）が多くなっています。

[語句説明]

(※1) 平均値：データの合計をデータの個数で割って得られる値。一時的な極大・極小の値の影響を受ける。

(※2) 中央値：代表値の一つでデータを小さい順に並べ替えたとき、中央に位置する値。極大・極小の両極端の値に影響を受けないので、一時的な異常値を除外する目的に適する。

なお、普通会計のうち、学校施設整備事業、市庁舎建設事業等の大型施設整備事業が終了した平成 29 年度以降の普通建設事業費の平均値は、36 億円となっており、平成 25 年度からの普通建設事業費の平均 44 億円よりも少ない事業費となっています。

表 2-1：投資的経費の内訳における平均値と中央値（平成 25 年度～令和 4 年度）

(単位：億円)

投資的経費の内訳		平均値	中央値
普通会計	総務費	14.3	4.2
	民生費	2.9	2.8
	衛生費	1.9	0.4
	商工費	0.9	0.5
	労働費	0.0	0.0
	消防費	1.1	0.5
	教育費	16.6	16.4
	住宅	1.2	1.3
	農林水産業費	6.0	4.9
	道路・橋りょう費	10.2	9.9
	都市計画等その他土木費	5.0	2.6
普通会計小計		60.1	43.5
公営企業会計	上水道	9.0	9.6
	下水道	28.2	26.1
	農業集落排水	1.7	0.8
	公営企業会計小計	38.9	36.5
合計		99.0	80.0

出典：新発田市決算個表データ

(3) 公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移

新発田市が所有する公共建築物の取得価格に対する減価償却の割合で、この比率が高いほど、法定耐用年数に対して老朽化が進んでいる状態となります。令和 4 年度で 55.4%となっています。

表 2-2：公共建築物の有形固定資産償却率の推移

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
45.4%	46.9%	48.7%	50.4%	52.2%	53.7%	55.4%

出典：新発田市決算個表データ

有形固定資産のうち、土地等の非償却資産を除く

3 公共施設等の総量把握

(1) 公共施設等の総量一覧

新発田市が所有・管理する公共施設等の総量は、表 2-3 のとおりです。

表 2-3：新発田市が所有・管理する公共施設等一覧表

施設名		総量	単位	詳細	
普通会計	公共施設	公共建築物	382	施設	棟数：924棟 延床面積：373,480㎡
	インフラ施設	道路	1,148,705	m	1級市道：150,893m 2級市道：130,851m
		橋りょう	880	橋	14.5m以下：743橋、面積 22,139㎡ 14.5m以上：137橋、面積 34,782㎡
		トンネル	2	本	973.6㎡、377.6㎡
		農道	220	m	舗装率100%
		林道	22,990	m	6路線
		公園	62	か所	施設基数 2,359基
		臨港施設	1,997	m	係留施設、外郭施設、輸送施設
		排水機場	9	施設	排水機場 4施設 排水路・導水路施設 5施設
公営企業会計	インフラ施設	上水道	825,430	m	76棟、延床面積 15,992㎡
		下水道	521,305	m	4棟、施設延床面積 6,484㎡ ※管路延長はR5年3月31日現在
		農業集落排水	84,251	m	6棟、施設延床面積 2,047㎡

【基準日：令和6年3月31日】

(2) 公共建築物の総量把握

① 公共建築物の建築年と延床面積

現有する公共建築物の延床面積（建物の各階の床面積を合わせたもの）を建築年度と建築物の種類別に整理すると図 2-6 のようになります。

公共建築物の延床面積の累計は 373,480 m²です。

延床面積が 15,000 m²以上となった建築年度を見てみると、それぞれ整備された施設の種類に特徴があることが分かります。昭和 54 年度、平成 2 年度及び平成 3 年度は小学校、中学校等、昭和 55 年度は市民文化会館、中央公民館、地区公民館等、昭和 59 年度はカルチャーセンター等、平成 12 年度は保育園、幼稚園等、平成 17 年度は有機資源センター等、平成 28 年度は市役所本庁舎、新発田駅前複合施設（イクネスしばた）を整備してきました。

平成 6 年度以前に整備された公共建築物は、令和 5 年度末時点で築 30 年を経過しており、これらはすでに大規模改修の想定時期を超えています。これらの大規模改修時期を超えた建築物の延床面積は、合わせて約 210,000 m²であり、全体の 56.2%を占めています。

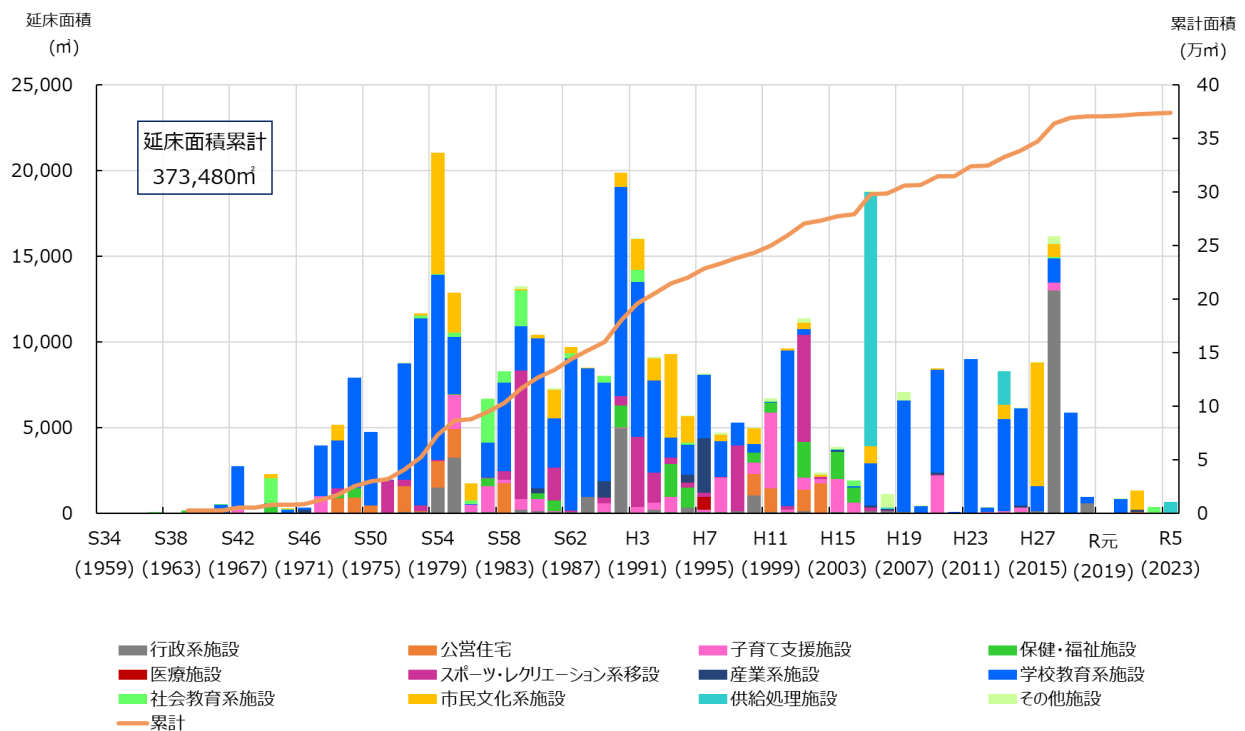


図 2-6：現有公共建築物の年度別整備延床面積

② 公共建築物の種類内訳

新発田市の公共建築物の数は 382 施設であり、棟別では 924 棟となります。種類別の主な内訳は、学校教育系施設が 50.3%、市民文化系施設が 10.0%、スポーツ・レクリエーション系施設が 8.4%、行政系施設が 7.6%等となっています（図 2-7）。

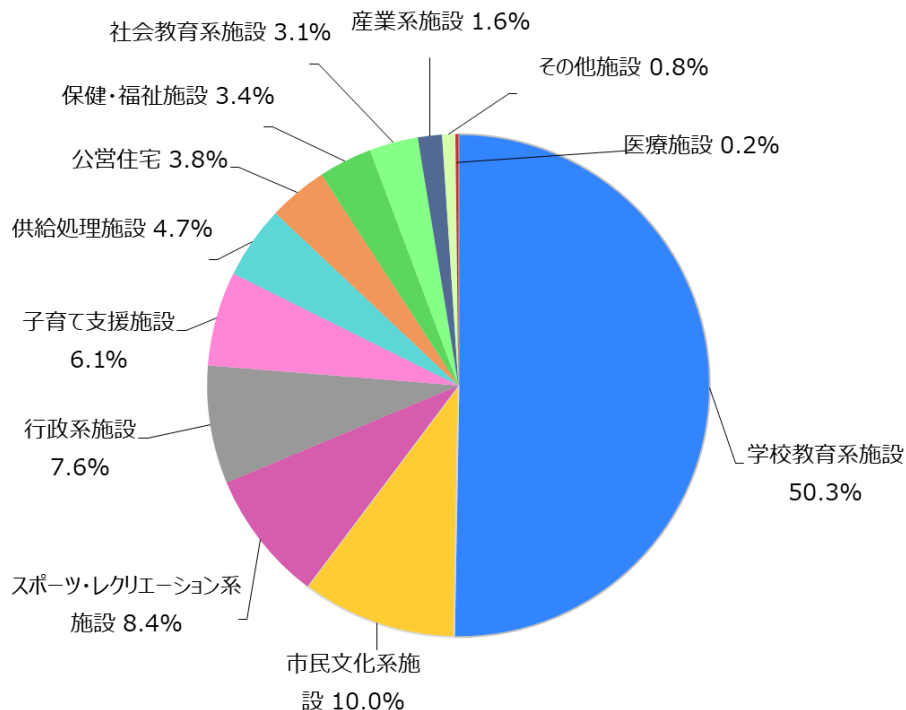


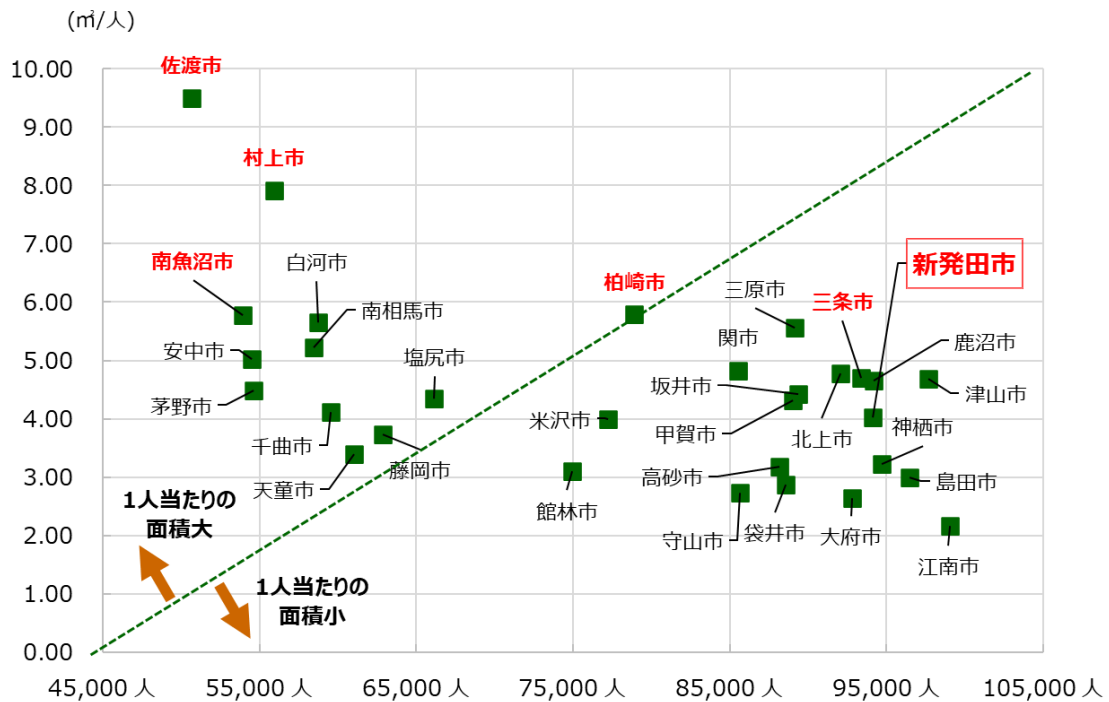
図 2-7：公共建築物の延床面積の内訳

公共建築物の総量を他の自治体と比較するために、人口一人当たりの延床面積を計算すると、新発田市の場合は次のようになります。

人口一人当たり延床面積 (㎡ / 人) = 公共建築物の延床面積 ÷ 人口
新発田市人口一人当たりの延床面積 4.02 ㎡/人 = 373,480 ㎡ ÷ 92,855 人※

※人口は令和 5 年 12 月 31 日住民基本台帳人口

総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」によれば、人口が新発田市と同規模自治体の平均値 4.24 ㎡/人と比べると新発田市の人口一人当たりの延床面積は 4.02 ㎡であり、同規模自治体を下回る（△5.2%）状況にあります（図 2-8）。



出典：総務省調査【令和6年3月31日現在】

図 2-8：公共建築物の一人当たり延床面積の自治体比較

③ 公共建築物の耐震化の取組

新発田市では、地震に強いまちづくりを目指して、「新発田市耐震改修促進計画（第3期）」を策定しています。公共建築物のうち特定建築物（※1）に該当する60施設は、令和4年度までに耐震化は完了しています。

(3) インフラ施設の総量把握

新発田市が所管する主要なインフラ施設は、道路、橋りょう、トンネル、農道、林道、公園、臨港、排水機場、上水道、下水道、農業集落排水の施設となっています。以降、その総量と整備年度を示します。

④ 道路施設の現状

新発田市において整備されている市道や、自転車歩行者道を含む一般道路の総延長は1,148,705mです（表2-4）。

[語句説明]

(※1) 特定建築物：耐震性の有無にかかわらず、耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途・規模を満たす建築物をいう。

表 2-4：道路施設の総量

一般道路 (1 級幹線市道、2 級幹線市道、その他の市道、自転車歩行者道を含む)	
実延長合計	1,148,705m
舗装率 (%)	91.57%

② 橋りょうの現状

新発田市が管理する橋りょうの総量は 880 橋、56,921 m²です (図 2-9)。

また、新発田市では平成 25 年 3 月に 15m 以上の橋りょうを対象に、「新発田市橋りょう長寿命化修繕計画 (令和 2 年 3 月改定)」を策定しています。

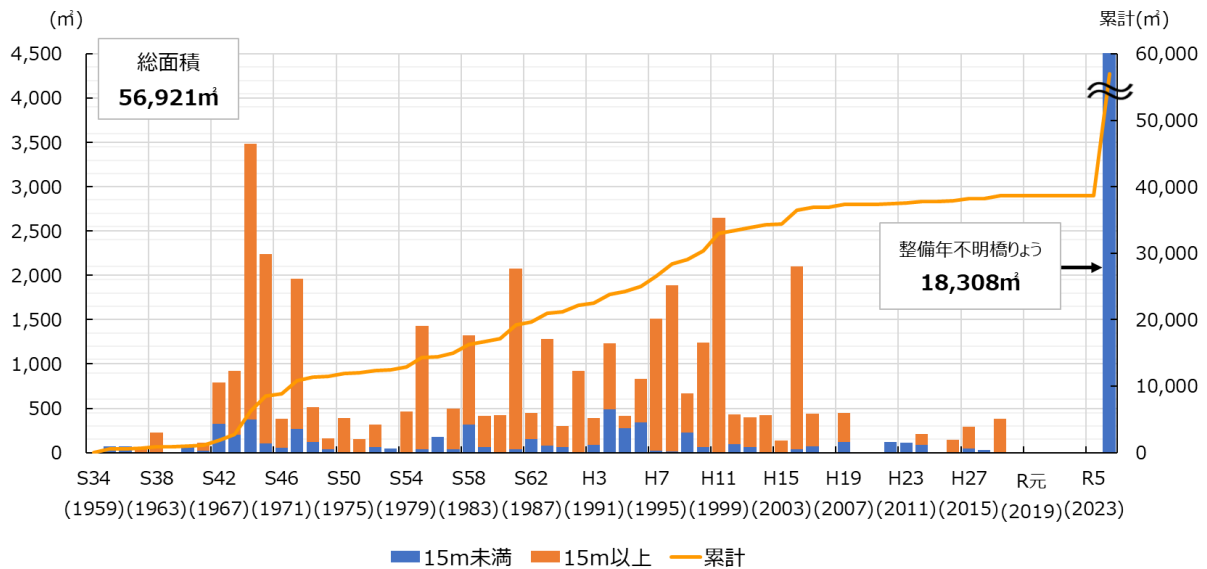


図 2-9：橋りょうの年度別整備量 (面積)

③ トンネルの現状

新発田市が管理する 2 本のトンネルは、既に建設から 30 年以上経過しています (表 2-5)。

新発田市では、平成 26 年 6 月に国土交通省が自治体向けに策定した「道路トンネル定期点検要領」を活用し、周辺自治体との点検項目等の整合を図りながら、質の高い点検に努めています。

表 2-5：トンネルの総量

路線名 (建設年)	種類	延長 (m)	面積 (m ²)
常盤新田トンネル (昭和 48 年)	山岳	243.4	973.6
水谷トンネル (昭和 47 年)	山岳	94.4	377.6
合計		337.8	1,351.2

④ 農道の現状

新発田市が管理する農道の総延長は 220m です。

平成 27 年度の総延長と比較すると、30,540m 減少していますが、現在、市道として供用しているためです。

農道は、農村地域の農業の生産性向上や農産物の輸送利便性等を向上させることを目的として、新潟県が整備を行い、新発田市が維持管理を行っています。なお、令和 6 年 3 月時点での、舗装率は 100.0% となっています。

⑤ 林道の現状

新発田市が管理する林道の総延長は 22,990m です（図 2-10）。林道の整備により林産物の生産搬出体制が確保され、森林の有効利用が可能となります。林業経営、森林管理において不可欠なインフラ資産です。

林道の整備は昭和 40 年代後半と平成 6 年度を中心としてまとまった整備が行われました。

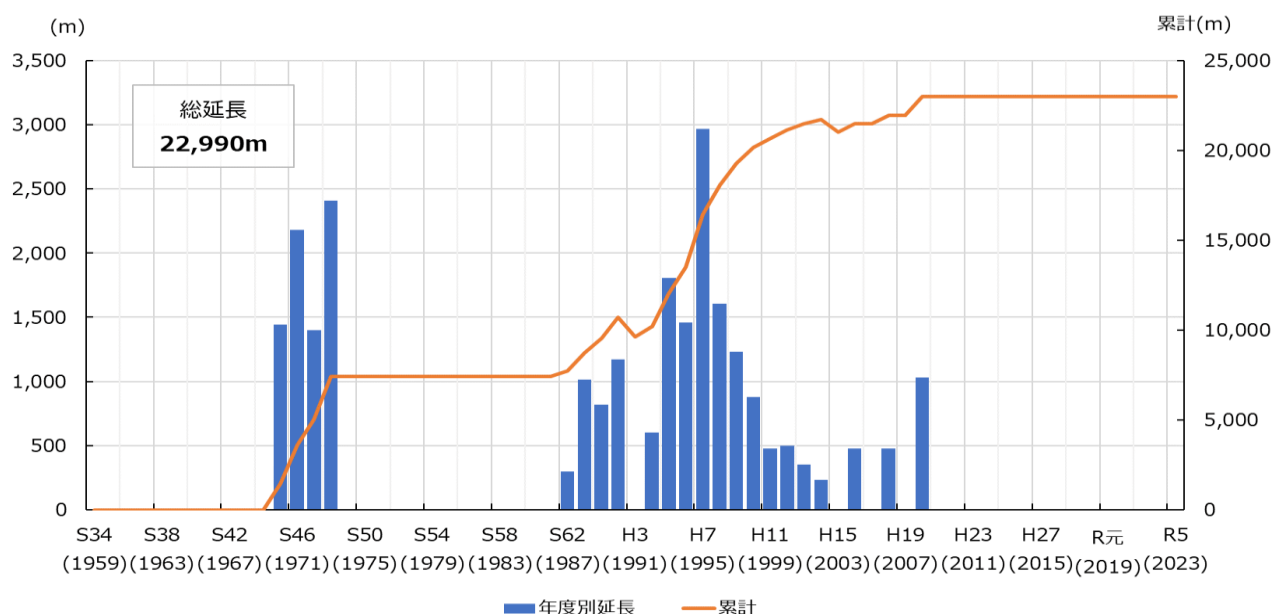


図 2-10：林道の年度別整備量（延長）

⑥ 公園施設の現状

新発田市が管理する都市公園は 62 か所です（図 2-11）。平成 9 年度と平成 10 年度のまとまった整備は、宅地開発に伴って行われたものです。

これらの公園施設の安全管理と長寿命化のため、平成 26 年度に「公園施設長寿命化計画（令和 6 年 3 月改定）」を策定しました。全 62 か所の都市公園における遊具、管理施設、休養施設、広場等の点検を行い、「維持管理に関する基本方針」を設定しています。都市公園に設置されている施設数とその種類別割合は、表 2-6 のとおりです。

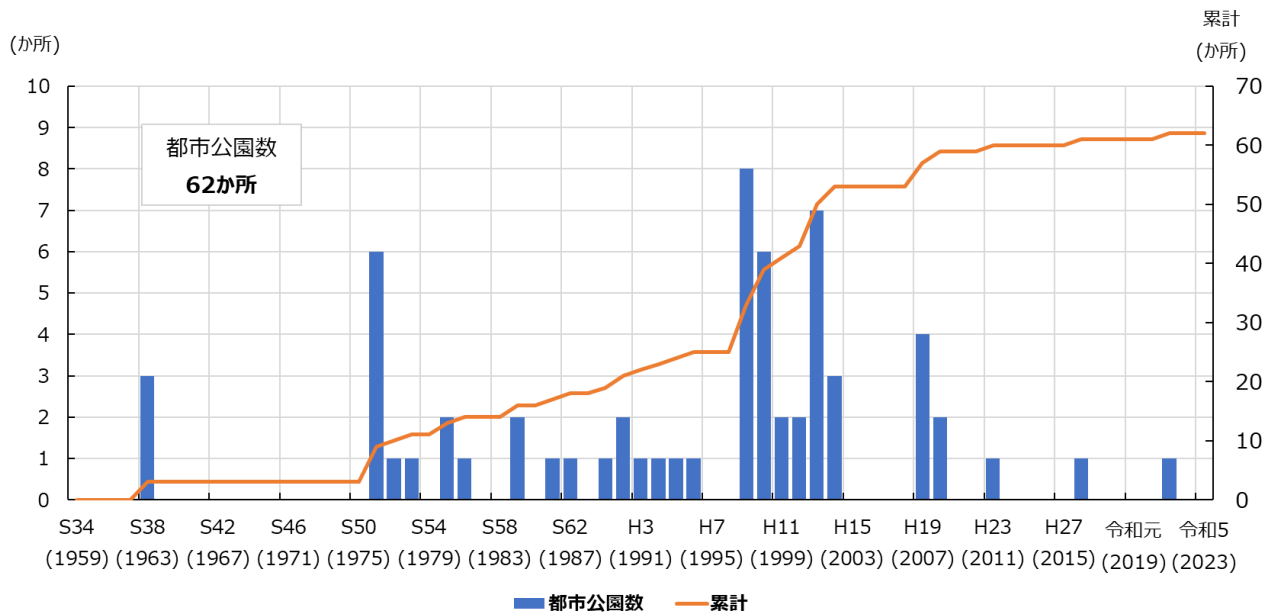


図 2-11：都市公園の年度別整備量数

表 2-6：都市公園内の設置施設数 (施設数)

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	便益施設	管理施設	その他	合計
366	27	353	271	19	157	1,111	55	2,359

⑦ 臨港施設の現状

新発田市では、松塚漁港を整備しています。松塚漁港は、防波堤、護岸、臨港道路等により構成されています（表 2-7）。

新発田市唯一の港であり、水産業の振興に加えて海洋という地域資源を有効に活用するために、機能維持に努めています。

表 2-7：臨港施設の総量

施設名	種類	延長 (m)
係留施設	物揚場	182.20
	船揚場	119.00
外郭施設	防波堤	371.14
	波除堤	50.00
	護岸	549.71
輸送施設	臨港道路	724.75
総計		1,996.80

⑧ 排水機場の現状

新発田市が管理する排水機場は 4 施設、排水路・導水路施設は 5 施設です（表 2-8）。排水機場は、大雨時における農地及び周辺市街地等の湛水被害の軽減を目的として、新潟県が整備を行い、新発田市が維持管理を行っています。

表 2-8：排水機場の総量

施設名	施設数	延床面積
排水機場	4 施設	1,557.3 m ²
排水路・導水路施設	5 施設	—

⑨ 上水道施設の現状

新発田市が管理する上水道管路の総延長は 825,430m です（図 2-12）。上水道管路の整備は昭和 48 年度にピークがあり、昭和 56 年度から平成 21 年度まで毎年 10km 以上の整備を行ってきました。上水道管路が法定耐用年数 40 年で更新が行われるものと仮定すると、すでに更新時期を超過しており、本計画期間の早いうちから更新対象となる上水道管路が増加してきます。

さらに、上水道施設（建物）に関わるものは、76 棟、延床面積 15,992 m²となっています。

また、新発田市では、平成 28 年に「新発田市水道ビジョン（令和 6 年 3 月改定）」を策定、アセットマネジメントの手法も取り入れ、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するため、中長期にわたる資産管理の計画や、上水道施設の点検、修繕対策、計画的な更新等の予防保全に取り組んでいます。

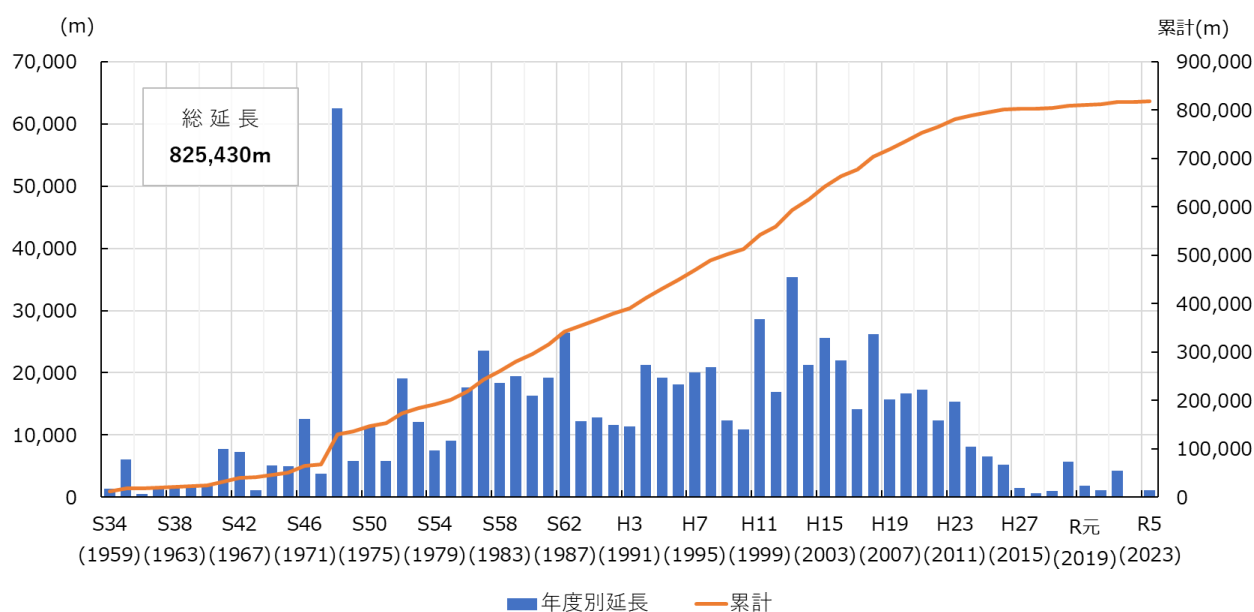


図 2-12：上水道の年度別整備量（管路延長）

⑩ 下水道施設の現状

新発田市が管理する下水道管路の総延長は 521,305m です（図 2-13）。下水道施設は、昭和 62 年度から整備を開始し、現在も新設整備を進めています。特に平成 14 年度から平成 17 年度にかけて、毎年 30 km 以上の管路を整備しました。

また、下水道施設（建物）に関わるものは、4 棟、延床面積 6,484 m² となっています。

新発田市の下水道整備はまだ途上であり、公共下水道接続率（下水道施設が利用できる区域内の定住人口のうち、実際に下水道等を利用している人口の割合）は令和 5 年度時点で 64.15% となっています。

なお、下水道基本構想の見直し（平成 30 年 4 月）に基づき、農業集落排水事業で整備した処理区についても公共下水道への接続を進めています。

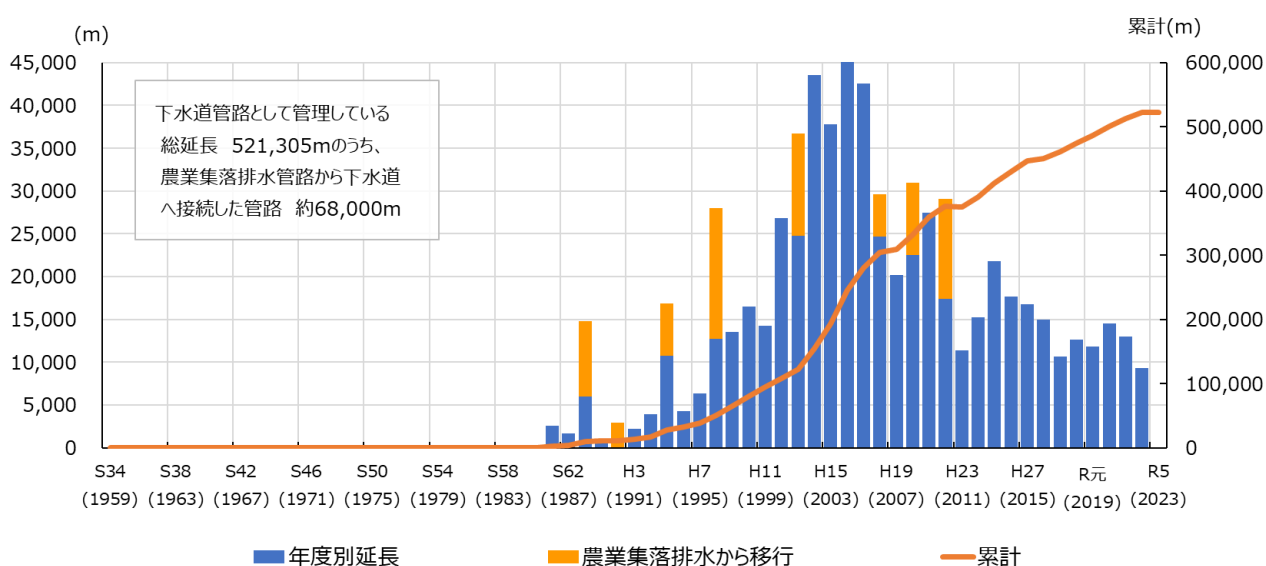


図 2-13 : 下水道の年度別整備量（管路延長）

⑪ 農業集落排水施設の現状

新発田市が農業集落排水管路として整備した総延長は 152,979m ですが、そのうち、下水道基本構想の見直し（平成 30 年 4 月）に伴い、約 68,000m の管路を公共下水道に接続を行いました。（図 2-14）。

そのため、現在、農業集落排水施設として管理する総延長は、84,251m です。

また、農業集落排水施設（建物）に関わるものは、6 棟、延床面積 2,047 m² となっています。

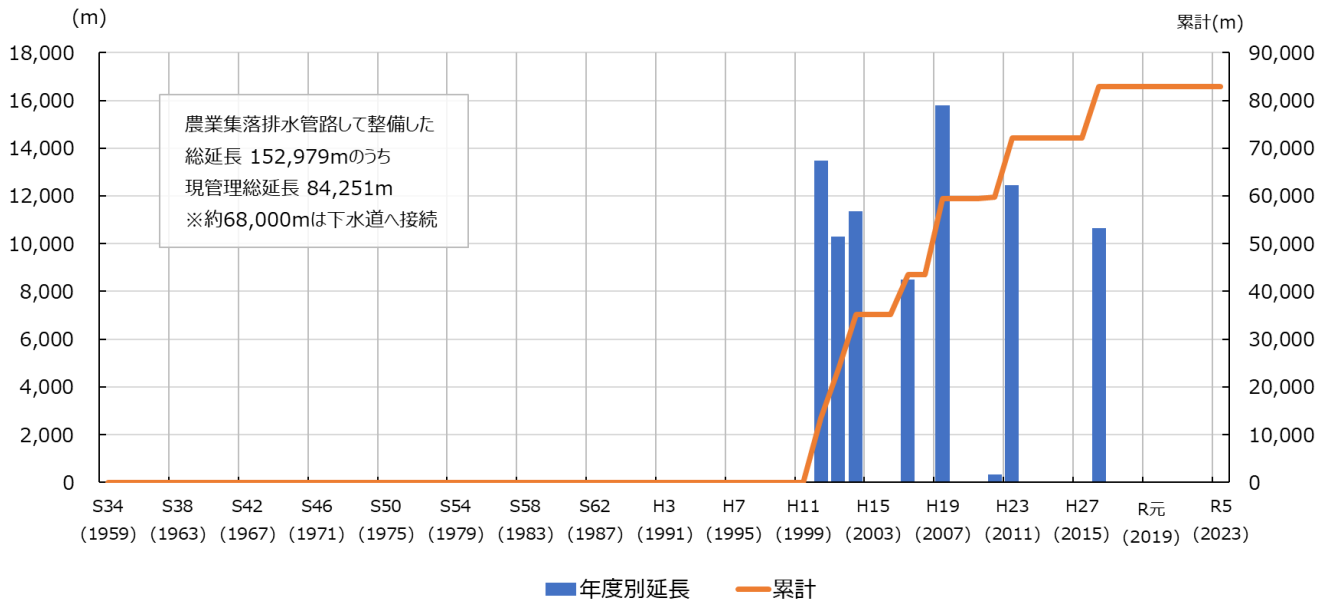


図 2-14：農業集落排水施設の年度別整備量（管路延長）

第3章 公共施設等の更新費用の将来見通し

1 公共施設の老朽化問題は財政問題

我が国では、高度経済成長期（昭和30年代から昭和50年代）において、人口の増加とともに経済も急速に発展していく中で、増加する税収を活用し、国民の生活や福祉の質の向上を目指して短期間に公共施設や道路、上下水道などのインフラ施設を整備してきました。このような背景の中、新発田市においても、昭和40年代から公共施設等が多く整備されました。

この年代に建設された建物の耐用年数は50年から60年とされており、今後、公共施設等の多くが更新時期を迎える一方、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展による税収減や福祉施策等の経費の増加などに伴い、市の財政状況が一段と厳しくなる見通しにおいて、公共施設等の老朽化対策のための財源確保が困難になることが見込まれています。また、整備した当時と現在では、社会状況が変化し、公共施設の役割と市民ニーズとの間に乖離が生じていることも課題となっています。公共施設等の維持管理経費が増加すれば、次世代に負担を残すことになるとともに、福祉や教育、防災等、市民が本当に必要とするサービスに充てる財源が減り、市民の生命や財産を守れなくなる可能性も生じてきます。

本市においても、将来的に人口が減少していくことに伴い、過剰となる公共施設等を適切に縮減していくことを基本的な方針とし、真に必要な施設は、長寿命化などの計画的な更新を行いながら、将来にわたって適正に管理していくことが求められています。

このような理由から公共施設の老朽化問題は財政問題であると捉え、公共施設等の老朽化の実態を把握しながら、将来推計人口を踏まえたまちづくりに沿って、公共施設等の持続可能な維持管理を計画的に進めていくこととします。

2 将来の更新費用の推計方法

公共施設等の持続可能な維持管理のためには、将来的な更新費用の推計が必要です。

本計画では、公共建築物とインフラ施設の将来の更新費用については、個別施設計画に登載されている更新費用額または総務省が推奨する「公共施設及びインフラの更新費用推計ソフト」の算定基準（以下、「試算ソフト算定基準」という。）（資料編参照）に基づき、施設分類ごとに法定耐用年数（以下、「更新年数」という。）等を設定して推計します。

（1）更新費用の推計を行う期間

将来の更新費用は、令和7年度から計画期間の目標年度である令和28年度までの22年間と計画終了後10年間を含む、合計32年間分について推計します。

（2）会計別と施設分類

各施設分類を普通会計と公営企業会計に分けて更新費用を推計します（表2-3）。

（3）大規模改修や建て替えを行う周期

① 公共建築物

建築物の構造種別や用途に応じて、目標とする耐用年数（目標耐用年数）は、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会著・出版 昭和63年刊行）」の標準的な耐用年数を採用し、原則、築30年で大規模改修、築60年で建て替えるものとして更新費用を試算します。建物の現状に合わせて大規模改修と建て替えの頻度を見直します。

なお、学校施設（小中学校）は、築 40 年で大規模改修、築 80 年で建て替えるものとして、更新費用を試算します。

更新費用の試算に当たっては、「保有するすべての公共建築物を築年数のみを基準に単純更新した場合」と「各個別施設計画を踏まえ長寿命化対策を実施した場合」を比較して考えていきます。

表 3-1 大規模改修や建て替えの試算条件

公共建築物	計画期間 22年間			R29～
	R7～R16	R17～R26	R27～R28	
A 築30年未満	▲ 築30年で 大規模改修			● 築60年で 建て替え ▲ 建て替え後 築30年で
B 築31年～築50年	▲ R7～R16の間 に大規模改修			● 大規模改修後 30年で建て替え
C 築50年超え	● R7～R16に間に 建て替え			▲ 建て替え後 築30年で 大規模改修 ● 大規模改修後 30年で建て替え
D 文化財 (建て替えなし)	▲ 30年ごとに 大規模改修			▲ 30年ごとに 大規模改修
E 利活用 方針未定	▲ 1回分の 大規模改修のみ			

【凡例】 ▲ 大規模改修 ● 建て替え

- A : 令和 7 年度時点で、築 30 年未満の公共建築物
⇒築 30 年で大規模改修を行う。築 60 年で建て替えを行う。
- B : 令和 7 年度時点で、築 31 年から築 50 年までの公共建築物
⇒大規模改修の時期を過ぎていたので、計画期間最初の 10 年間（令和 7 年度から令和 16 年度）で大規模改修を行い、大規模改修後の 30 年目に建て替えを行う。
- C : 令和 7 年度時点で、築 50 年を超える公共建築物
⇒令和 7 年度から令和 16 年度の間に建て替えを行う。
- D : 建て替えを見込まない公共建築物（30 年ごとに大規模改修）
⇒文化財等は永続的に保存していくため、建て替え費用は見込まない。
- E : 建て替えを見込まない公共建築物
⇒学区の再編を検討する小学校及び事業を終了し管理方針が未定の公共建築物は 1 回分の大規模改修を見込み、建て替え費用は見込まない。

② インフラ施設

インフラ施設は、下記の耐用年数を採用し、整備時からの経過年数で、更新工事を実施するものとして、更新費用を試算します。

	施設名	更新周期
普通会計	道路・林道	整備時から15年
	橋りょう	整備時から60年
	トンネル・農道	整備時から50年
	公園	整備時から7年から50年
	臨港施設	整備時から20年から50年
公営企業会計	上水道	整備時から40年
	下水道 農業集落排水	整備時から50年

(4) 更新費用試算の単価設定

個別施設計画策定済の施設は、施設ごとの個別施設計画に登載する更新費用の額とし、個別施設計画未策定の施設は、試算ソフト算定基準に登載する単価（資料編参照）とします。

(5) 更新費用に対する物価上昇率分の反映

更新費用の推計に当たっては、試算ソフト算定基準に記載された標準的な単価を用いて推計をします。しかし、この試算ソフト算定基準が公表された平成22年度以降、人件費や建設工事費が高騰していることから、試算した更新費用に国土交通省「建設工事費デフレーター（建設総合）（※1）」及び国土交通省「令和7年度施設特別整備（特別修繕）単価（※2）」を使用した物価上昇率127.8%を乗じ、更新費用を推計します。

また、策定済の個別施設計画は、平成22年度以降に策定されていますが、本計画では、物価上昇率127.8%を一律に乘じ更新費用を推計します。

$$\left[\begin{array}{l}
 \text{【物価上昇率 計算式】} \\
 \text{建設総合 (R5 年度 (暫定))} \quad \text{建設総合 (H22 年度)} \quad \text{地域指数 新潟県} \quad \text{地域指数 東京都} \\
 \mathbf{123.2} \quad \div \quad \mathbf{93.5} \quad \times \quad \mathbf{97} \quad \div \quad \mathbf{100} \quad = \quad \mathbf{1.278} \\
 \hspace{20em} \mathbf{(127.8\%)}
 \end{array} \right]$$

【語句説明】

(※1) 建設工事費デフレーター:国土交通省が建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、毎月作成、公表している物価上昇率

(※2) 令和7年度施設特別整備（特別修繕）単価:東京の工事費単価を100としたときに各地域の工事費指数を示したもの

表 3-2 国土交通省「建設工事費デフレーター」「令和 7 年度施設特別整備（特別修繕）単価」

	H22 年 (2010 年)	H27 年 (2015 年)	R5 年 (2023 年)
建設総合	93.5	100.0	123.2 (暫定)
地域指数	東京都 = 100 : 新潟県 = 97		

出典：国土交通省ホームページ【基準日：令和 6 年 5 月 31 日】

3 公共施設等の更新費用の見通し

(1) 普通会計の公共建築物

① 保有するすべての公共建築物を築年数のみを基準に単純更新した場合の更新費用

現有するすべての公共建築物を現状の規模で築年数のみを基準として単純に計算した場合の将来的な更新費用を考えます。

更新年数経過後も現在と同じ延床面積を保有することと仮定し、表 3-1 に示した周期により各年度の更新費用を推計します。

22年間の累計更新費用は1,315.1億円となり、1年当たり59.8億円の更新費用が必要となります。特に公共建築物が多く整備された昭和54年度、昭和55年度、平成2年度、平成3年度の60年後にあたる令和21年度から令和23年度、令和27年度から令和28年度に更新時期が集中します(図3-1)。

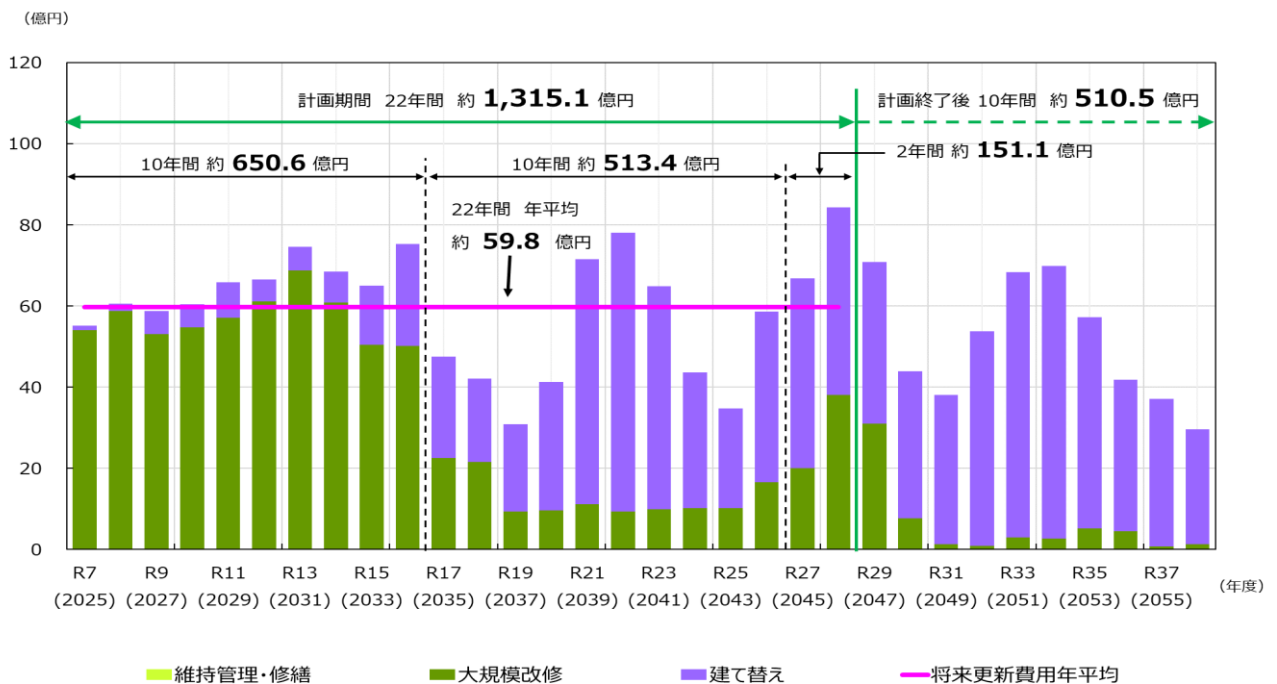


図 3-1：公共建築物に関する将来の年度別更新費用の推計値（築年数のみを基準に単純更新）

② 各個別施設計画を踏まえ長寿命化対策を実施した場合の更新費用

公共建築物を各個別施設計画の内容を踏まえ、計画的に長寿命化対策を実施した場合の将来的な更新費用を考えます。

個別施設計画が策定済の施設は、個別施設計画に登録されている更新費用を、個別施設計画が未策定の施設は、同じ延床面積を保有することと仮定し、表 3-1 に示した周期により各年度の更新費用を推計します。

22 年間の累計更新費用は 747.8 億円となり、1 年当たり 34.0 億円の更新費用が必要となります。

計画的に長寿命化対策を実施することにより、無計画に単純更新した場合と比較して 22 年間で約 567 億円の抑制が図られます（図 3-2）。

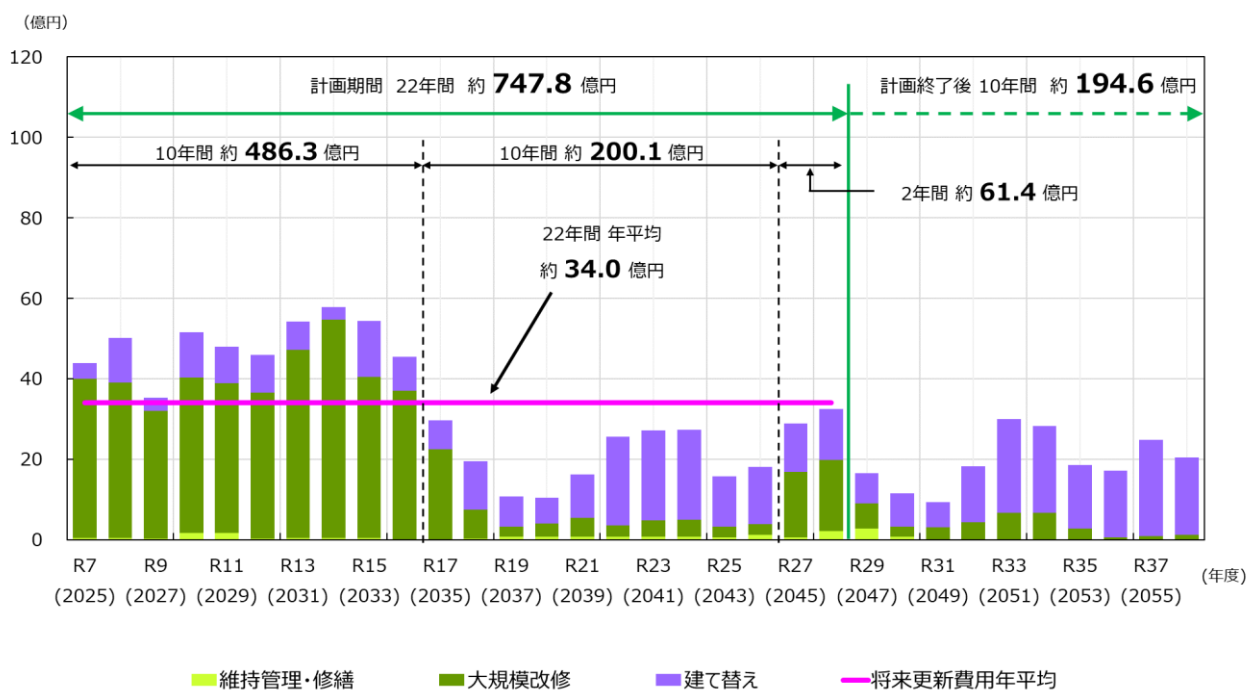


図 3-2：公共建築物に関する将来の年度別更新費用の推計値（長寿命化対策後）

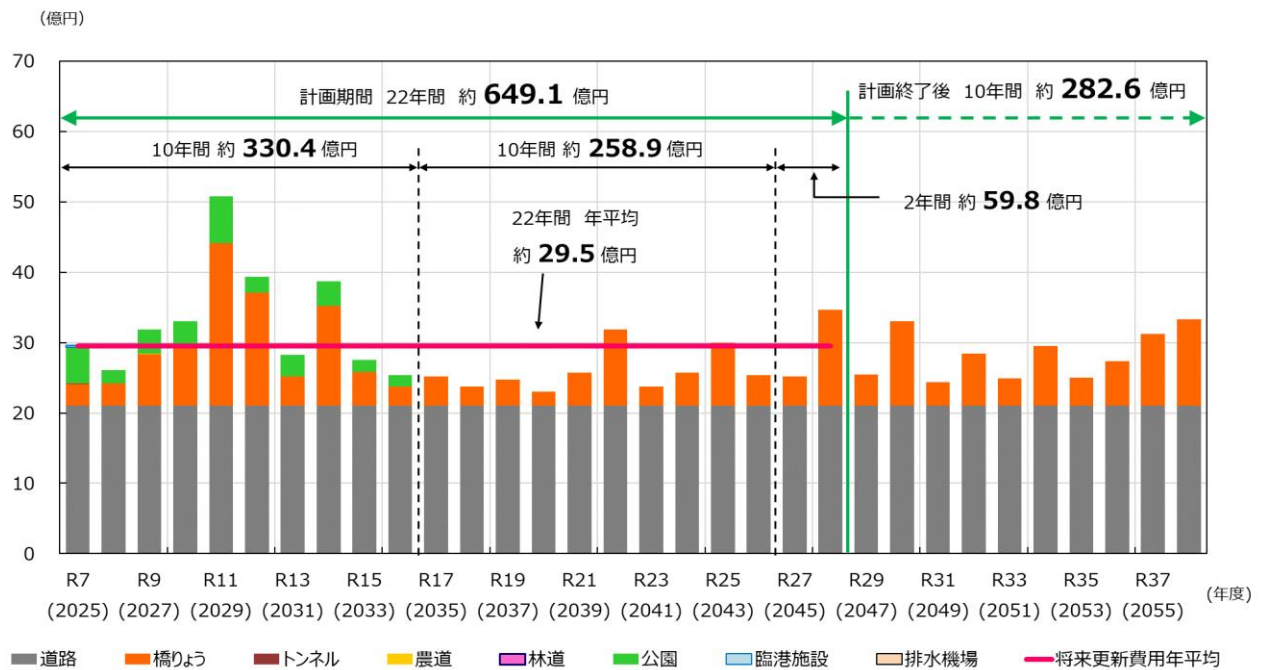
(2) 普通会計のインフラ施設（道路、橋りょう、公園等）

① 保有するすべてのインフラ施設を整備年数のみを基準に単純更新した場合の更新費用

現有するすべての普通会計のインフラ施設を現状の規模で整備年数のみを基準として単純に計算した場合の将来的な更新費用を考えます。

それぞれのインフラ施設の更新年数経過後も現在と同じ規模の施設を保有することと仮定し、各年度の更新費用を推計します。なお、道路（林道含む）については、15年周期で更新することとし、一律に平準化した更新費用を計上することとします。

22年間の累計更新費用は649.1億円となり、1年当たり29.5億円の更新費用が必要となります（図3-3）。



② 各個別施設計画を踏まえ長寿命化対策を実施した場合の更新費用

普通会計のインフラ施設を各個別施設計画の内容を踏まえ、計画的に長寿命化対策を実施した場合の将来的な更新費用を考えます。

各年度の更新費用は、道路（林道含む）については、15年周期で更新することとし、一律に平準化した更新費用を計上することとします。そのほかのインフラ施設について、個別施設計画に登載する更新費用を計上しました。

22年間の累計更新費用は606.8億円となり、1年当たり27.6億円の更新費用が必要となります（図3-4）。

計画的に長寿命化対策を実施することにより、無計画に単純更新した場合と比較すると22年間で約42億円の抑制が図られます。

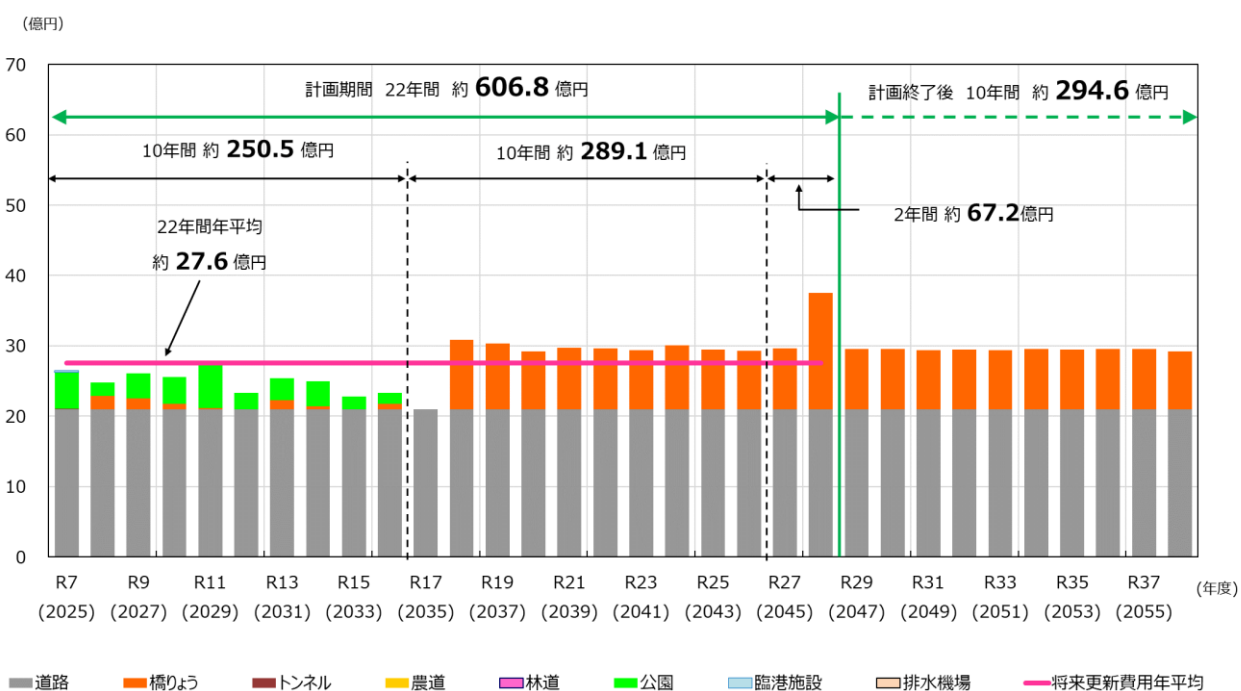


図3-4：インフラ施設に関する将来の年度別更新費用の推計値（長寿命化対策後）

(3) 公営企業会計のインフラ施設

① 保有するすべてのインフラ施設を整備年数のみを基準に単純更新した場合の更新費用

現有するすべての公営企業会計のインフラ施設を現状の規模で整備年数のみを基準に単純に計算した場合の将来的な更新費用を考えます。

それぞれのインフラ施設の更新年数経過後も現在と同じ規模の施設を保有することと仮定し、各年度の更新費用を推計します。

22年間の累計更新費用は1,655.3億円となり、1年当たり75.2億円の更新費用が必要となります(図3-5)。

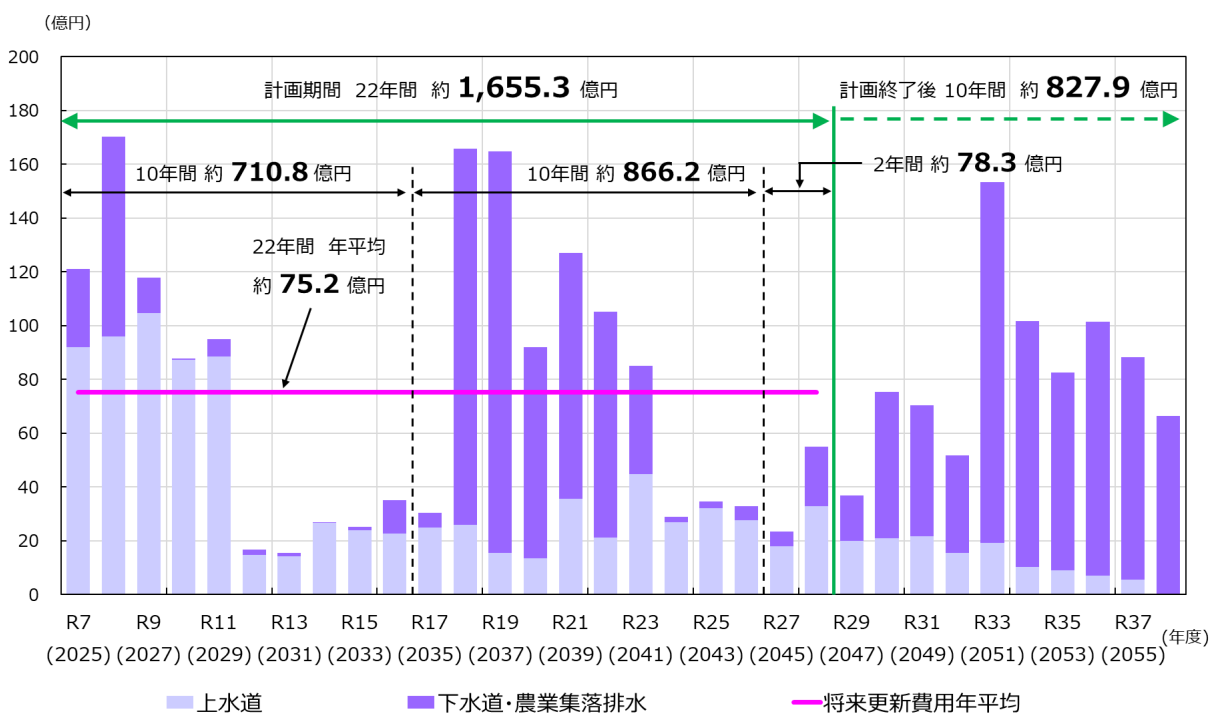


図 3-5：公営企業会計のインフラ施設に関する将来の年度別更新費用の推計値（整備年数のみを基準に単純更新）

② 各個別施設計画を踏まえ長寿命化対策を実施した場合の更新費用

公営企業会計のインフラ施設を各個別施設計画の内容を踏まえ、計画的に長寿命化対策を実施した場合の将来的な更新費用を考えます。

各年度の更新費用は、新発田市水道ビジョン及び新発田市下水道基本構想等に搭載する更新費用を計上しました。

22年間の累計更新費用は824.8億円となり、1年当たり37.5億円の更新費用が必要となります（図3-6）。

計画的に長寿命化対策を実施することにより、無計画に単純更新した場合と比較すると22年間で約830億円の抑制が図られます。

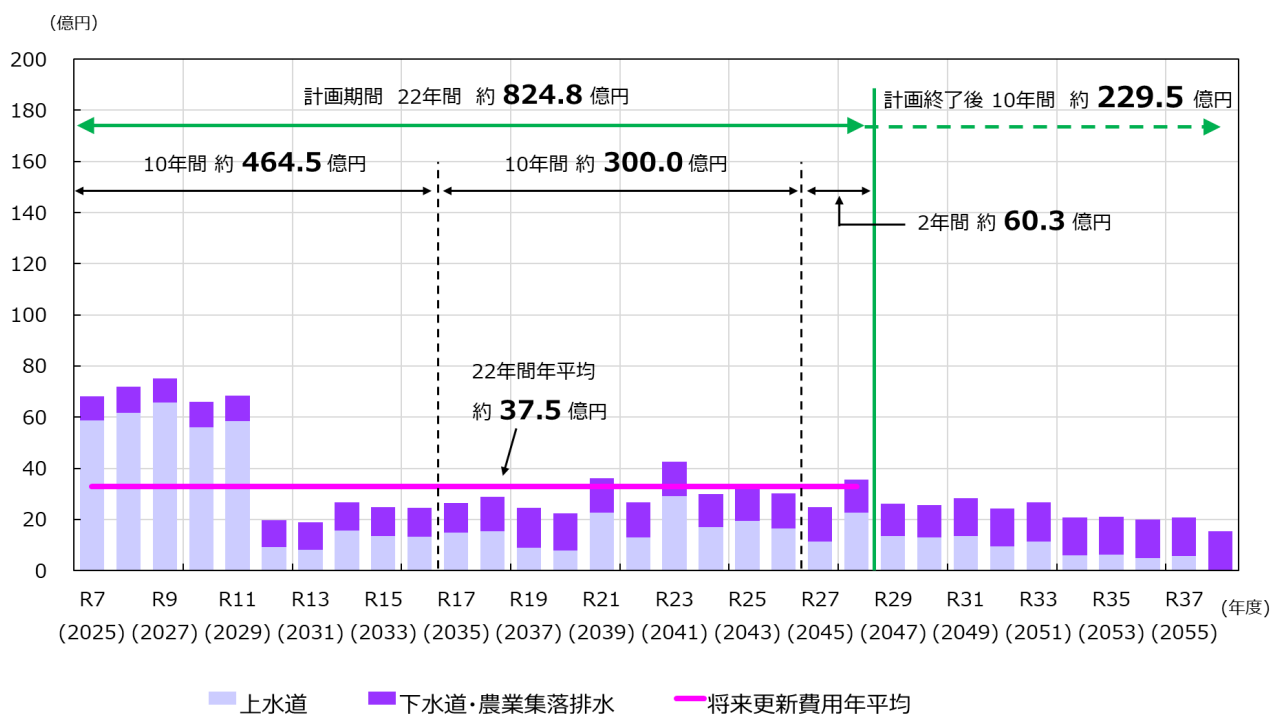


図 3-6：公営企業会計のインフラ施設に関する将来の年度別更新費用の推計値（長寿命化対策後）

(4) インフラ施設全体（普通会計＋公営企業会計）

① 保有するすべてのインフラ施設を整備年数のみを基準に単純更新した場合の更新費用

普通会計及び公営企業会計を合わせたインフラ施設全体を現状の規模で、整備年数のみを基準に単純に計算した場合の将来的な更新費用を考えます。

それぞれのインフラ施設の更新年数経過後も現在と同じ規模の施設を保有することと仮定し、各年度の更新費用を推計します。

22年間の累計更新費用は2,304.4億円となり、1年当たり104.7億円の更新費用が必要となります（図3-7）。

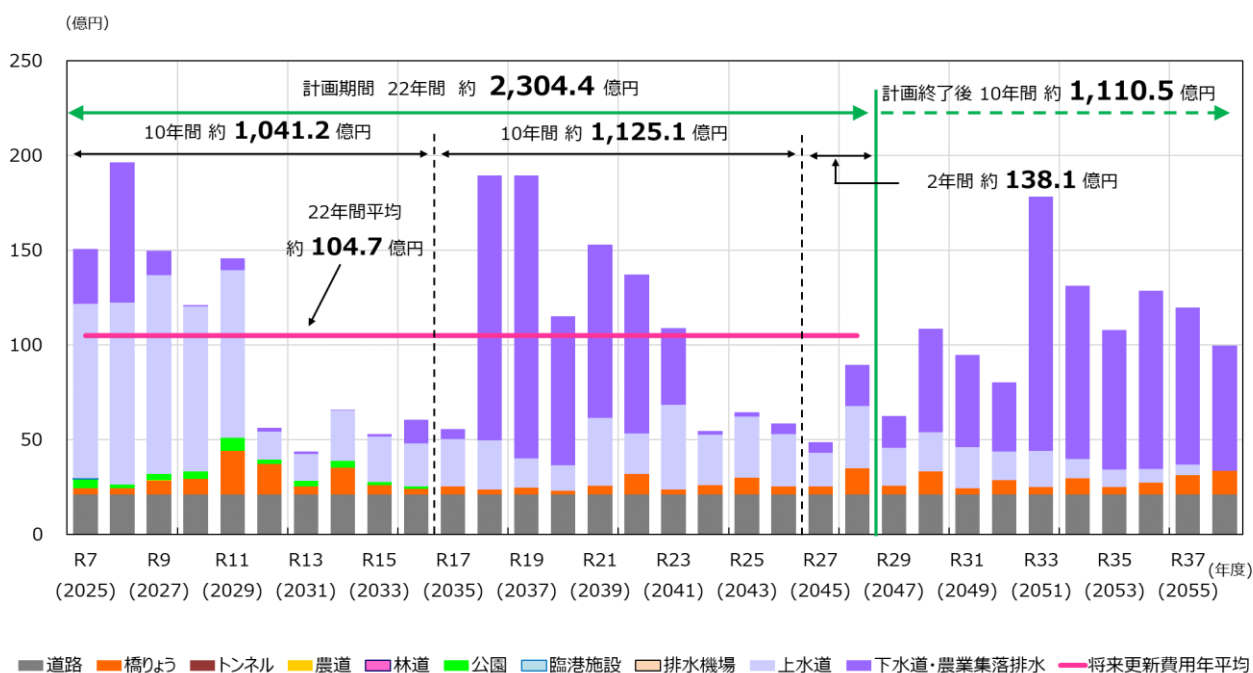


図3-7：インフラ施設（普通会計＋公営企業会計）に関する将来の年度別更新費用の推計値（整備年数のみを基準に単純更新）

② 各個別施設計画を踏まえ長寿命化対策を実施した場合の更新費用

普通会計及び公営企業会計を合わせたインフラ施設全体を各個別施設計画の内容を踏まえ、計画的に長寿命化対策を実施した場合の将来的な更新費用を考えます。

各年度の更新費用は、道路（林道含む）は15年周期で更新することとし、一律に平準化した更新費用を計上します。そのほかのインフラ施設は、個別施設計画に登載する更新費用を計上しました。

22年間の累計更新費用は1,431.6億円となり、1年当たり65.1億円の更新費用が必要となります（図3-8）。

計画的に長寿命化対策を実施することにより、無計画に単純更新した場合と比較すると22年間で約872億円の抑制が図られます。

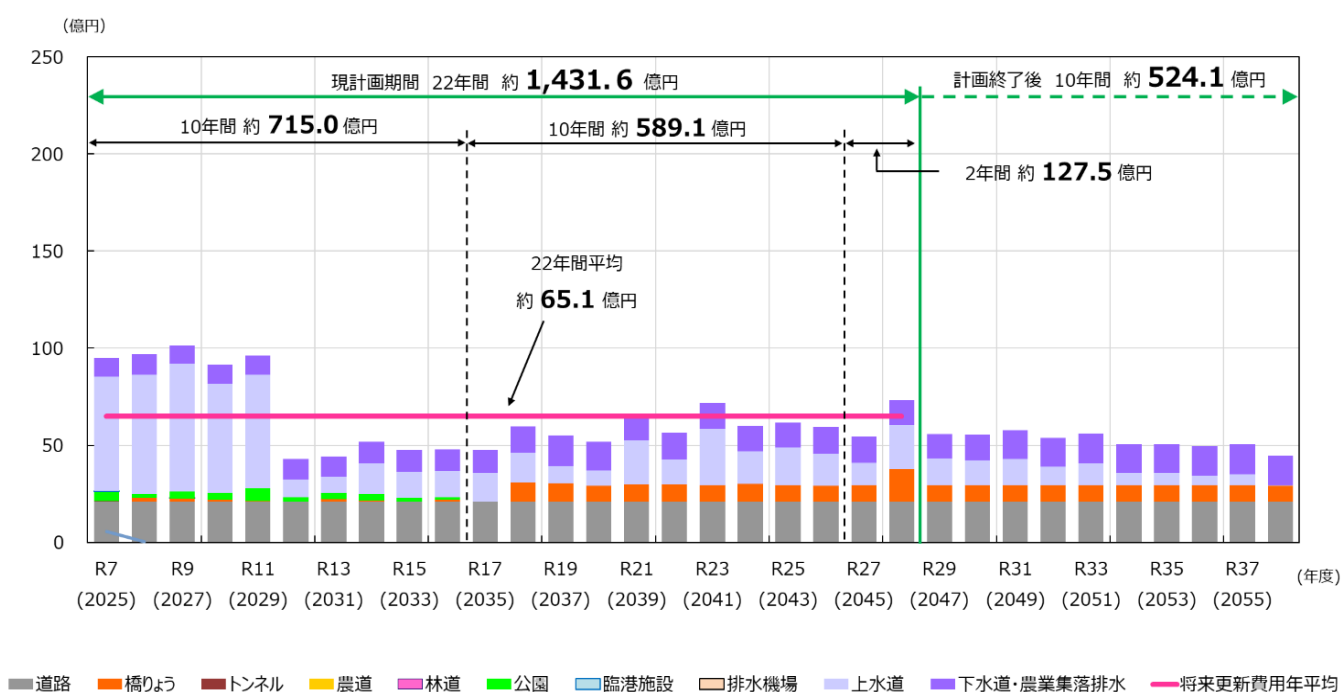


図 3-8 : インフラ施設（普通会計 + 公営企業会計）に関する将来の年度別更新費用の推計値（長寿命化対策後）

(5) 公共施設等全体（普通会計+公営企業会計）

① 保有するすべての公共施設等を築年数・整備年数のみを基準に単純更新した場合の更新費用

普通会計及び公営企業会計が現有するすべての公共施設等について、築年数・整備年数のみを基準に単純に計算した場合の将来的な更新費用を考えます。

各更新費用の試算方法は、それぞれの施設ごとの更新費用の見通し（26 ページから 33 ページ）のとおりとします。

22 年間の累計更新費用は 3,619.5 億円となり、1 年当たり 164.5 億円の更新費用が必要となります（図 3-9）。

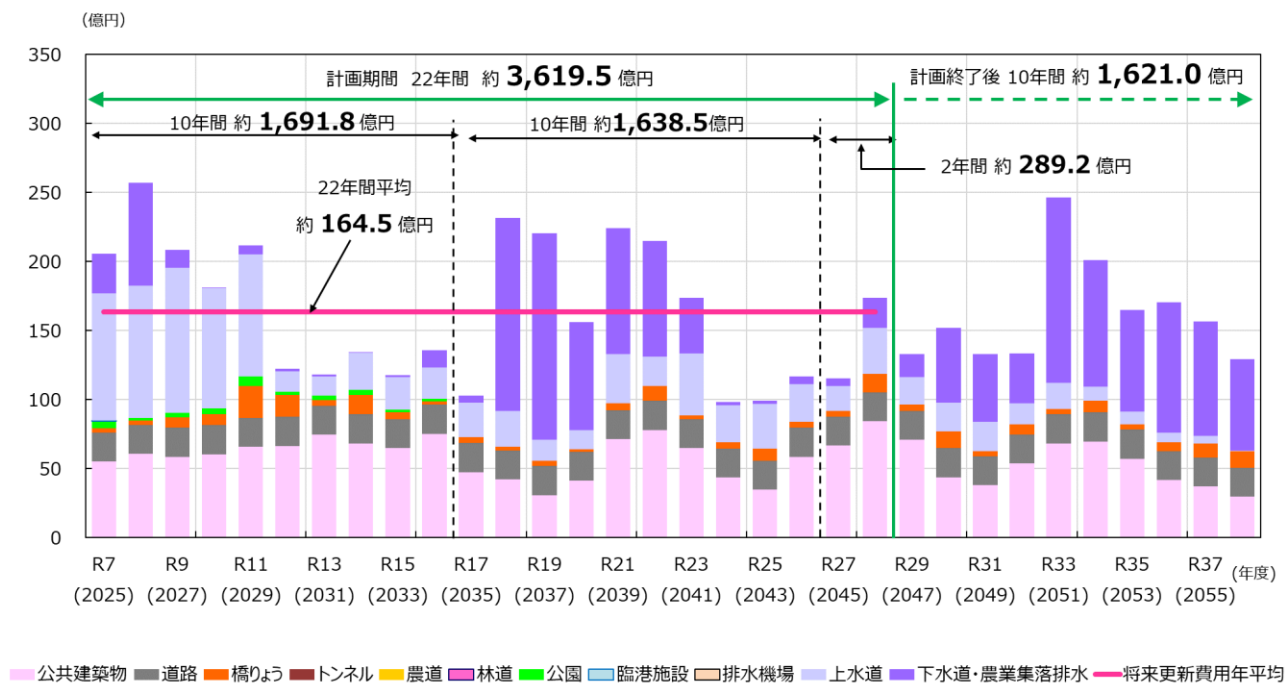


図 3-9：全体の公共施設等に関する将来の年度別更新費用の推計値（築年数・整備年数のみを基準に単純更新）

② 各個別施設計画を踏まえ長寿命化対策を実施した場合の更新費用

普通会計及び公営企業会計のすべての公共施設等を、個別施設計画の内容を踏まえ、計画的に長寿命化対策を実施した場合の将来的な更新費用を考えます。

各更新費用の試算方法は、築年数・整備年数のみを基準に単純に計算した場合の更新費用推移と同様にそれぞれの施設ごとの更新費用の見通し（26 ページから 33 ページ）のとおりとします。

22 年間の累計更新費用は 2,179.4 億円となり、1 年当たり 99.1 億円の更新費用が必要となります（図 3-10）。

計画的に長寿命化対策を実施することにより、無計画に単純更新した場合と比較すると 22 年間で約 1,440 億円の抑制が図られます。

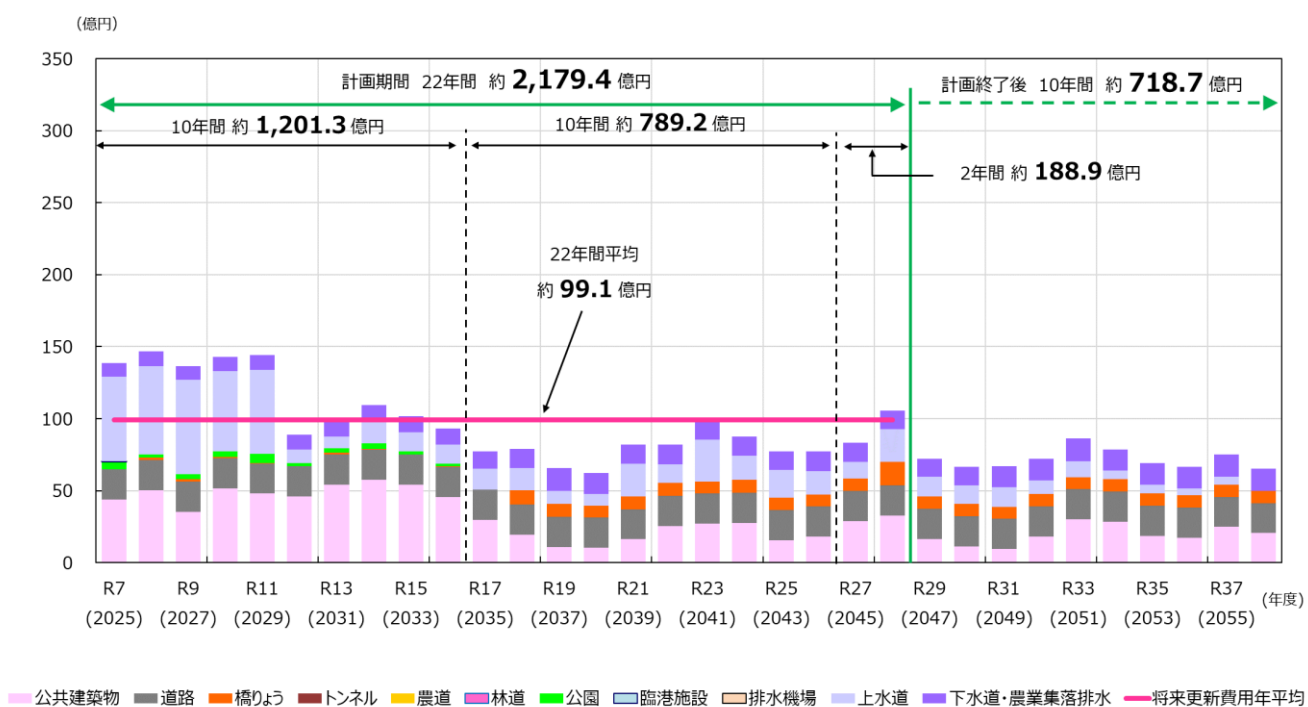


図 3-10：全体の公共施設等に関する将来の年度別更新費用の推計値（長寿命化対策後）

4 課題認識

(1) 公共施設等の配置・総量の適正化

公共建築物の総量は 382 施設、924 棟、延床面積 373,480 m²、一人当たり延床面積 4.02 m²/人で、同規模人口の自治体を下回る水準にあります。しかし、市内の地域ごとに人口や年齢構成が異なることから、地域ごとに公共施設の配置と総量を適正化する必要があります。

(2) 公共施設等の効率的な維持保全サイクルの確立

公共建築物の延床面積の 56.2%にあたる約 210,000 m²が、令和 5 年度末時点で築 30 年を超えています。

計画的に修繕、更新等を行う予防保全型の管理を基本として、公共建築物の維持管理に努める必要があります。

インフラ施設の量は、道路延長 1,149km、橋りょう 880 橋、上水道管路 825km、下水道及び農業集落排水管路 606km 等となっています。市域全体にインフラ施設のネットワークが形成されており、今後も良好な管理水準を保持しながら、計画的に点検・修繕・更新等を行い、インフラ施設の長寿命化を図る必要があります。

(3) 将来人口の減少を見据えた財政運営と公共施設等の更新費用の抑制

新発田市の令和 32 年の将来推計人口は、令和 2 年よりもおよそ 30,000 人減少するものと予測されています。

このことを踏まえ、限りある財源を効率的かつ効果的に配分していくために、公共施設等の総量適正化による更新費用の抑制を図っていく必要があります。

(4) 将来の更新費用のピークに備えた財政負担の平準化

公共施設等のライフサイクルを見据えて、計画的に投資を行っていく必要があります。

普通会計の公共建築物とインフラ施設を更新年数どおりに更新した場合、今後 22 年間の更新費用の 1 年当たりの平均値は 89.3 億円となります。公共建築物の更新時期が集中する時期に備えるために、公共建築物の再編を進め、財政負担の抑制と平準化を図る必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針

1 公共施設等の適正管理に向けた方向性

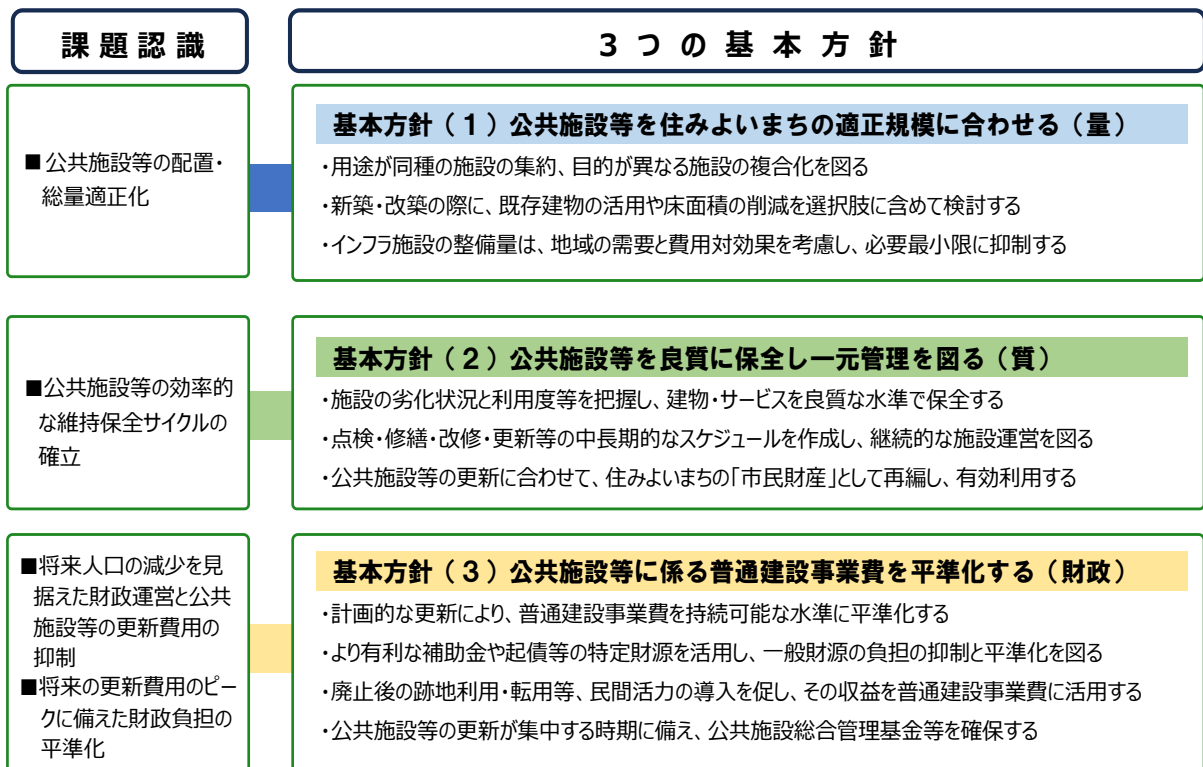
ここまで見てきたとおり、今後、保有する公共施設等のすべてを更新していくことは不可能な状況となっています。そのため、公共施設等の老朽化に対して実態把握を行い、将来のまちづくりを踏まえた、計画的な対策を実行することが必要です。将来的に人口が減少することに対して、過剰となる公共施設等を適切に縮減していくことが基本的な方向性です。これは、市民サービスを低下させるという意味ではなく、必要な市民サービスを継続するために公共施設等のあり方を適正化するという意味です。

公共施設等を減らすことは難しい課題ですが、先送りすればするほど、人口減少とともに、ムリ・ムダ・ムラが拡大し、ますます財政が悪化しかねません。

2 基本方針

(1) 課題認識を踏まえた「3つの基本方針」

新発田市における公共施設等の現状に対する課題認識を踏まえ、その解決に向けた総合的かつ計画的な管理の基本方針を定めます。



3 公共施設等の執行可能な更新費用の算出

(1) 普通会計対象施設

① 考え方

令和7年度から令和15年度までの財政計画に計上する普通建設事業費の人口1人当たりの平均事業費5.2万円を基準額とし、将来推計人口等を考慮したうえで、計画期間（22年間）における執行可能な更新費用を算出します。

② 「公共建築物」分について

計画期間の執行可能な更新費用は452.6億円（1年当たり20.6億円）となり、長寿命化対策後の更新費用と比較すると約295.2億円（1年当たり13.4億円）不足することになります（表4-1）。

表4-1 普通会計の公共建築物に関する執行可能な更新費用

単位：億円

	執行可能な更新費用		長寿命化対策後の更新費用	
		1年当たりの更新費用		1年当たりの更新費用
公共建築物	452.6	20.6	747.8	34.0

③ 「インフラ施設」分について

日常生活に密着したライフライン施設等であり、一律の削減や再編は市民生活に影響を与えることから、試算から除外することとします。

ただし、それぞれの個別施設計画に基づき、中長期的なアセットマネジメント等を推進しながら施設の適正化を進めていきます。

(2) 公営企業会計対象施設

① 考え方

公営企業会計の対象施設は、上下水道施設などの日常生活に密着したライフライン施設等の「インフラ施設」であり、一律の削減や再編は市民生活に影響を与えることから、試算から除外することとします。

ただし、中長期的なアセットマネジメント等を推進しながら施設の適正化を進めていきます。

なお、公営企業会計は「独立採算制の原則」に基づき運営されており、普通会計から繰出金を支出していませんが、インフラ施設の整備・修繕に係る負担はありません。（資料編参照）

4 公共建築物の更新費用の平準化と総量適正化（数値目標）

これまでの試算から、すべての公共建築物を保有し続けることは、財政的に非常に厳しいことが示されました。

計画期間の22年間における長寿命化対策後の公共建築物の更新費用は747.8億円と試算できます。これに対して、執行可能な公共建築物分の普通建設事業費は452.6億円であり、295.2億円不足することが予測されます。この不足となる普通建設事業費は、計画期間の累計更新費用747.8億円の約39.5%に当たります。

つまり、現有する公共建築物を39.5%（延床面積換算147,000㎡）縮減しなければ、今後、公共建築物を適正に管理していけなくなるということになります。

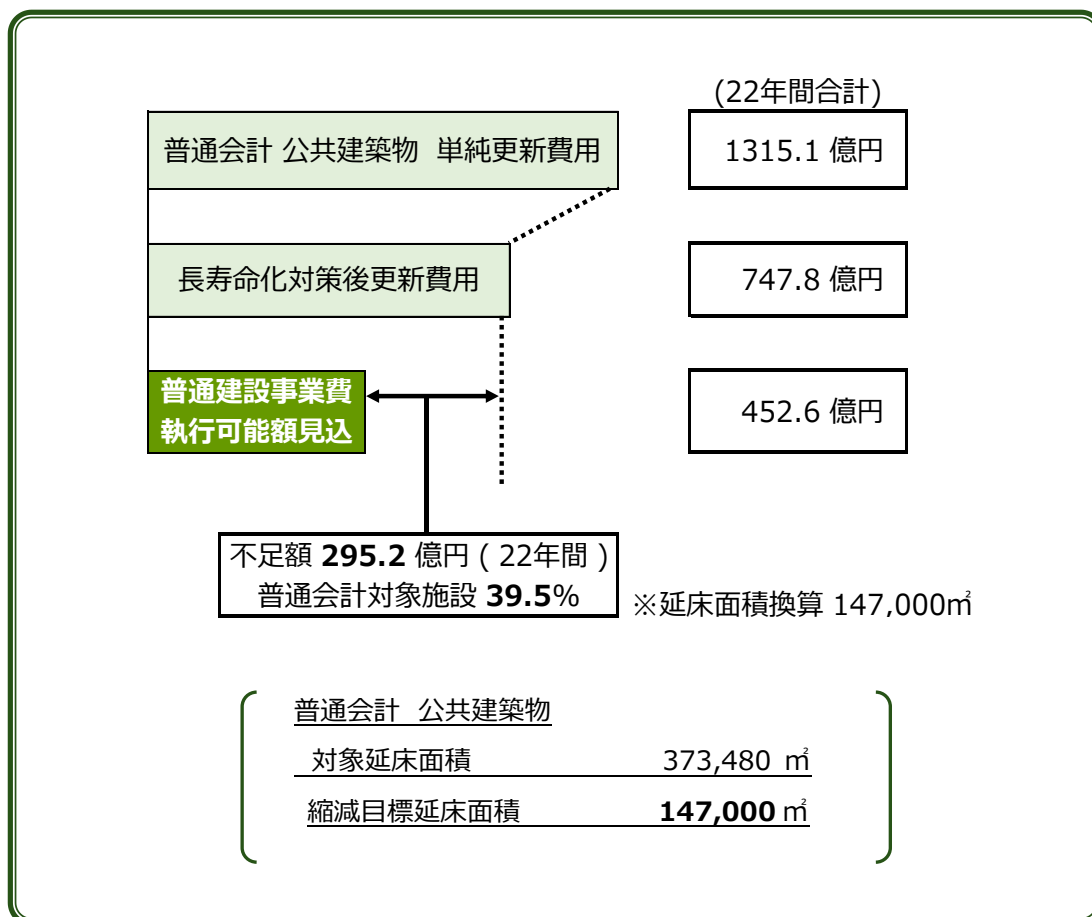
将来的な人口減少により、財政状況がますます厳しさを増していくことが予想される中、今後も健全財政を堅持しながら、公共建築物を適正に維持管理をしていくため、将来の財政規模に見合うよう、公共建築物の総量の適正化を進めていきます。

大規模改修を迎える時期を契機として、それぞれの施設の現状と必要性を検討したうえで、集約化や複合化、廃止等を含めた今後の管理方針を決定することとします。

【数値目標】

新発田市では、計画期間の22年間で、公共建築物の更新費用を年平均**20.6**億円に平準化することを目指します。

そのためには、普通会計の対象となる公共建築物の**39.5%**（延床面積に換算すると**147,000**㎡）を縮減することが必要となります。



第5章 公共施設マネジメントの取組手法

公共施設等の更新費用の平準化と公共建築物の総量適正化の数値目標を達成するために、公共施設等の再編・保全・利活用に関する取組手法を示します。

公共施設等の総量と将来の人口減少を勘案した財政状況を踏まえ、公共サービスを継続的に提供していくため、公共施設の再編を進めながら、今後も使い続ける公共施設等については、ライフサイクルコストを見据え、点検・診断等により劣化状況等を把握し、それらをもとに個別施設の中長期的な長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、維持管理・更新を計画的に実施することにより、良好な状態で維持していく必要があります。

さらに、これらの取組を効果的に推進していくため、民間活力等の活用及び未利用・遊休資産の利活用についても検討する必要があります。

なお、具体的な手法等については、毎年度策定する実施計画の中で、それぞれの施設の管理方針に基づき検討していきます。

1 公共施設等の再編に関する取組手法

(1) 集約・複合化に関する取組手法

公共建築物について、近隣施設・類似施設の有無、地域ごとの人口動向や利用状況等を把握したうえで、同じ種類の施設の集約化、異なる施設による複合化等、施設の再編に取り組みます。

また、集約化や複合化等を行った後、不要となる公共建築物については、施設を廃止し、除却又は売却等の手法により公共建築物の総量の縮減を検討します。

(2) 配置・規模の適正化に関する取組手法

公共建築物の再配置や規模の適正化について、利用者のニーズを把握し、今後の利用形態を検討します。再編に当たっては、施設利用者や地域住民と意見交換等を行い、合意形成を図りながら検討を進めます。



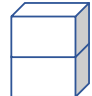


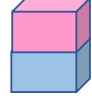
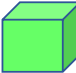
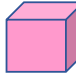
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 公民館A (延床面積:200) 公民館B (延床面積:200)	 廃止  集約化後施設 (延床面積:350)	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する。
複合化事業	 保育所A (延床面積:200) 高齢者施設B (延床面積:200)	 廃止  高齢者施設 保育所 集約化後施設 (延床面積:350)	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業	 学校A	 高齢者施設	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する。

図 5-1：公共施設等の最適配置の推進に資する事業（イメージ）
（総務省 平成 26 年 6 月）

2 公共施設等の維持・保全に関する取組手法

(1) 点検・診断等の取組手法

公共施設等は、数多くの部材や設備機器等で構成されています。それらの部材や設備は、経年に伴い機能劣化が生じます。施設の早期劣化や重大な損傷の見落としを防ぎ、施設利用者が安全・安心に利用できる状態を保つため、定期的な点検・診断等を実施します。

また、実施された点検・診断結果、補修・補強履歴等はデータとして蓄積し、各施設の劣化状況の把握、メンテナンスサイクルの構築に活用します。

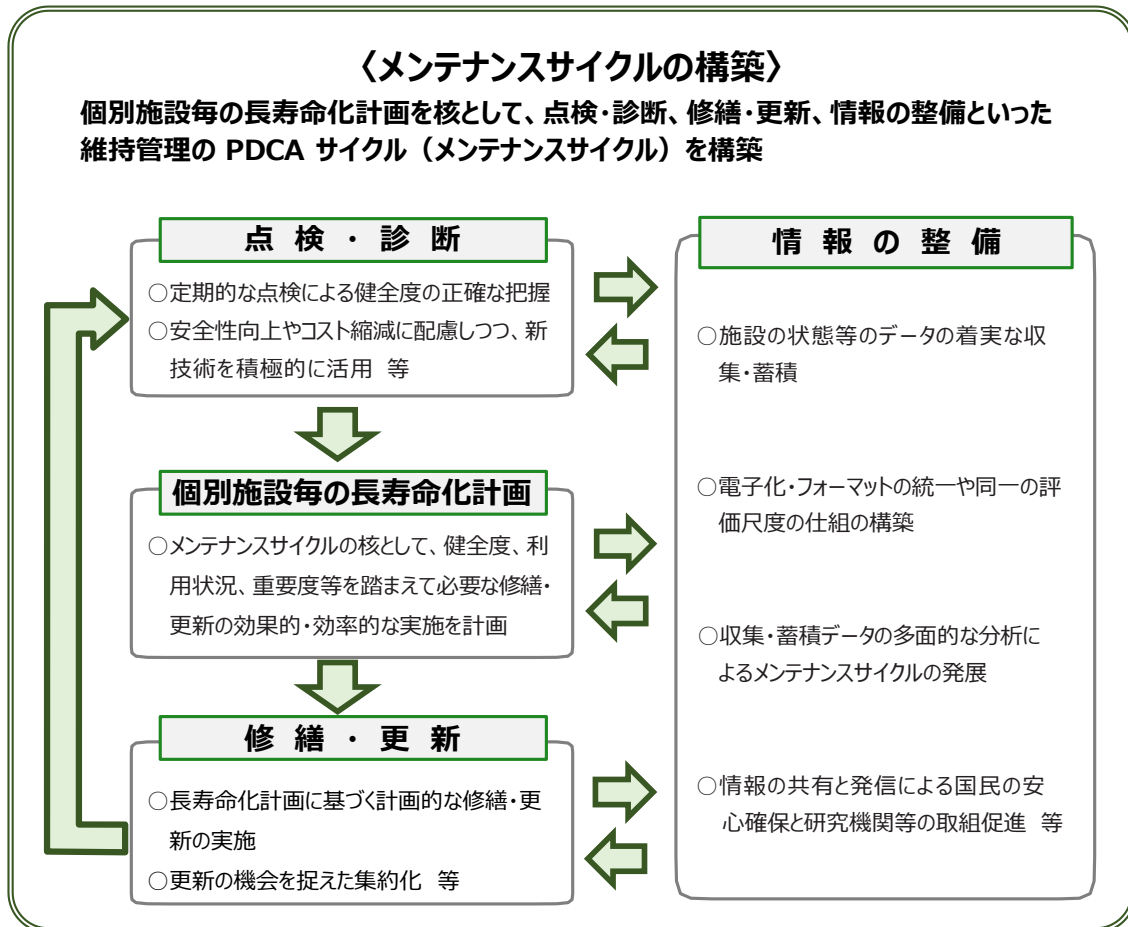


図 5-2：インフラ長寿命化の実現に向けた施策体系

(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議資料 内閣官房 平成 25 年 10 月)

(2) 維持管理・改修・更新等の取組手法

施設ごとに、点検・診断等の蓄積したデータを活用することで、計画的な維持管理・改修・更新等に取り組みます。

また、公共施設等に不具合が生じてから多くの費用を投じて対策する「対症療法型の維持管理（事後保全）」から、計画的に少ない費用を投じて対策する「予防保全型の維持管理（予防保全）」への転換を推進します。

維持管理・改修・更新の優先順位については、施設の重要度、利用状況等を踏まえた検討を行います。

施設の改修・更新等に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、計画的に取り組みます。

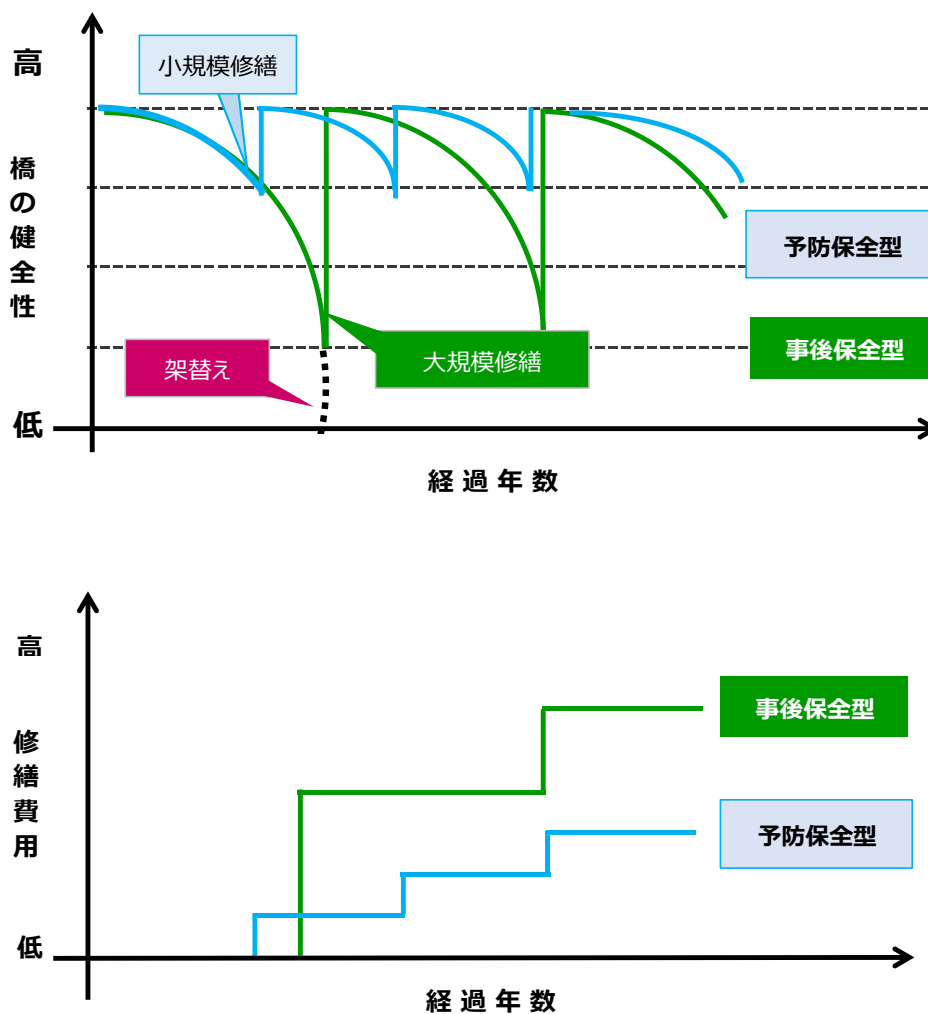


図 5-3：予防保全型と事後保全型の管理とコスト比較
(新発田市橋りょう長寿命化修繕計画 令和 2 年 3 月改定)

(3) 長寿命化の取組手法

点検・診断等を踏まえ、劣化状況や利用状況等を評価し、適切なメンテナンスサイクルを構築したうえで、耐用年数までの使用を可能とする長寿命化の対策工法を適用した個別施設計画を策定し、全庁的な管理に取り組みます。

また、ユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、計画的に取り組みます。

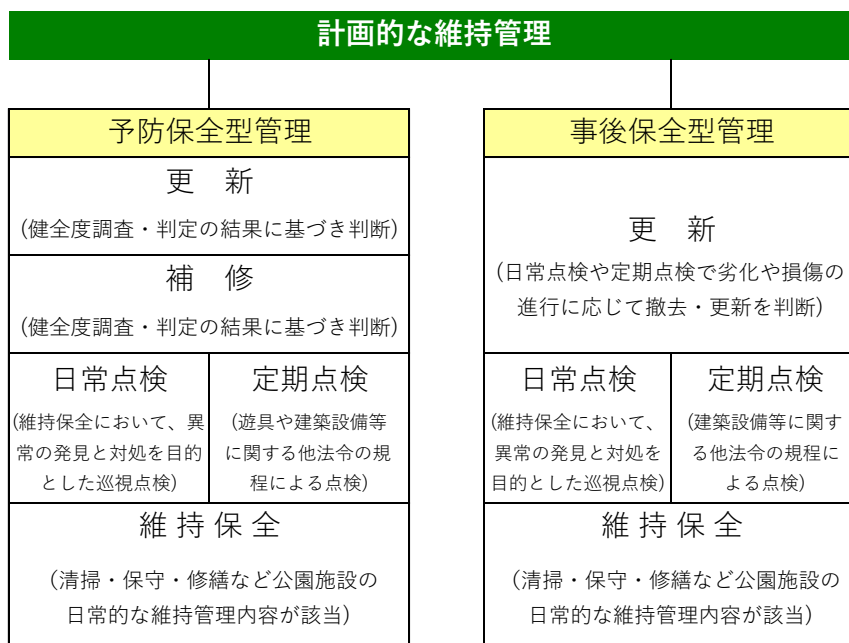


図 5-4 : 計画的な維持管理の方式

(国土交通省都市局「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」平成30年10月改定)

(4) 脱炭素化の取組手法

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備、断熱性能の高い材料等の導入及び緑化の推進に取り組みます。

3 利活用に関する取組手法

(1) 民間活力等の活用に関する取組手法

公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするために、一部又はすべての施設運営を民間に委託する官民連携手法を推進します。官民連携を推進するために、手法の整理、その効果の検証、官民連携を推進するための実施方針を検討していきます。

また、近隣自治体等との公共施設等の広域的な相互利用等、効果的な利活用の可能性を検討していきます。

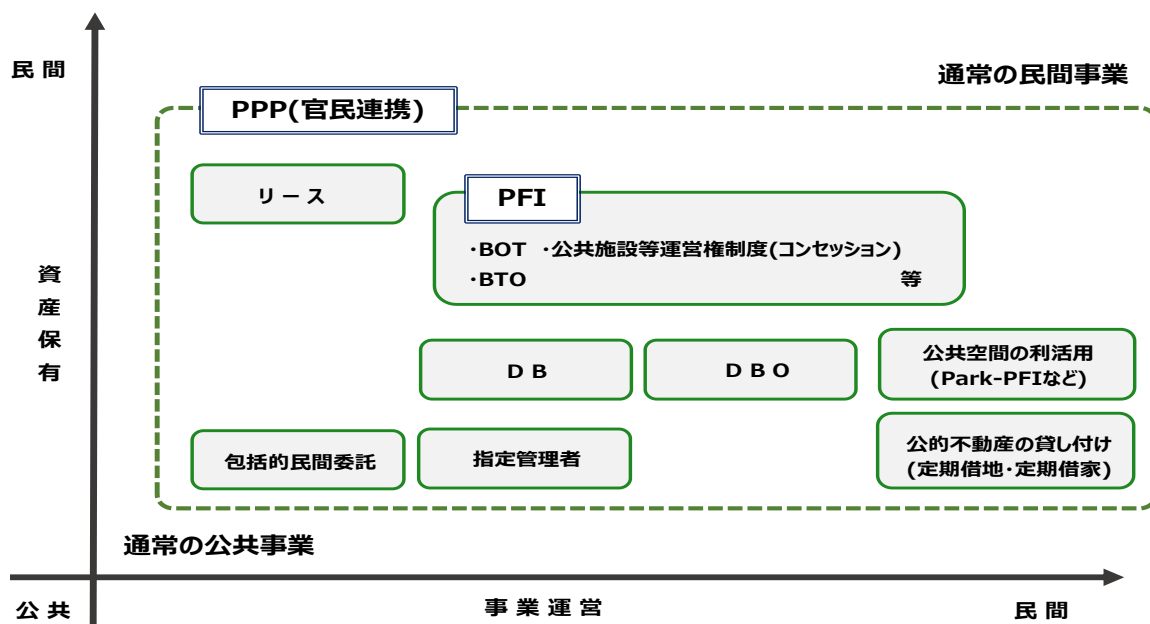


図 5-5：官民連携手法の概念図

・PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

・PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法 (PFI 法にもとづく事業)

・BTO (ビルド・トランスファー・オペレート)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

・BOT (ビルド・オペレート・トランスファー)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者に施設所有権を移転する事業方式

・公共施設等運営権制度 (コンセッション)

施設の所有権を移転せず、民間事業者に公共施設等の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式

・DB (デザインビルド)

民間事業者に設計・建設等を性能発注・一括発注する方式

・DBO (デザイン・ビルド・オペレート)

国や地方自治体が資金を調達し、民間事業者に施設の設計・建設・維持管理及び運営を一括で発注する方式

(2) 未利用・遊休資産の利活用に関する取組手法

新発田市が保有している土地や建物の未利用・遊休資産については、民間企業の利活用について調査を行い、売却や貸付等を検討します。未利用・遊休資産の売却や除却及び貸付等による収益については、公共施設等の更新・運営に係る財源に充当する機会を検討します。

4 施設類型別の取組方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を踏まえ、総務省の指針に準拠した施設類型ごとの適正管理に関する実施方針を7つの項目に分けて整理します。

個別施設計画策定済の公共施設等については、既定の計画と整合を図り、類型別の取組実施方針を示します。

《指針》【施設類型ごとの適正管理に関する7つの項目】

①点検・診断等の実施方針

日常の巡視・定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積と老朽化対策への活用 等

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新する、ユニバーサルデザイン化の推進 等

③安全確保の実施方針

事故・倒壊・使用停止等、重大な危険性が認められた施設への対処、老朽化等で使用が停止され、今後利用見込みがない施設等への対処 等

④耐震化の実施方針

平常時の安全だけでなく、災害時の防災拠点・避難施設の機能確保 等

⑤長寿命化の実施方針

予防的修繕、塗装や部品の取替え、耐久性の向上、ユニバーサルデザイン化の推進 等

⑥統合や廃止の実施方針

使用を停止する場合の考え方、他施設との統合、他用途・民間施設との合築 等

⑦脱炭素化の実施方針

省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備、断熱性能の高い材料等の導入 等

(1) 建築系公共施設（小中学校を除く）に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○日常的な清掃・点検の実施

建築基準法で定められた定期点検を引き続き実施するとともに、職員等による清掃活動や点検活動を日常的に行い、不具合の早期発見と予防保全に努めます。

○点検結果等のデータ蓄積と活用

施設本体や設備等の定期点検結果等はデータとして蓄積し、各施設の劣化状況の把握に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○計画的な施設保全の実施

全庁的な視点のもと必要な工事を厳選し、ライフサイクルコストの縮減に向けて、計画的な施設保全に努めます。

○重要度・緊急度に応じた事後保全と予防保全の適用

施設や設備等の重要度や緊急度に応じ、事後保全と予防保全で適切に対処しながら、ライフサイクルコスト縮減に努めます。

施設の改修・更新等に当たっては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○危険か所に応じた解体・撤去等の安全管理

利用者が安全に施設を利用するため、点検結果等に基づき危険性が認められたものについては、利用状況や重要度等を踏まえ解体・撤去等を含め検討し施設の安全管理に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○人口推移に配慮した避難所の耐震対策

災害時には地域住民の避難所になることも想定し、今後の人口減少や人口分布を踏まえながら、解体・撤去等も選択肢に加え、必要な耐震対策に努めます。

○非構造部材等の耐震化

非構造部の落下、什器等の転倒・移動により利用者に被害を与える可能性があるため、撤去・解体も含めた耐震対策に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○中長期保全計画、大規模改修・改築の検討

継続的な点検活動や維持管理データの蓄積に加え、施設等の長寿命化に向けた修繕や改築等を検討し、施設の長寿命化に努めるとともに誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

○予防保全の推進

日常的な点検活動を通じて、施設等の予防保全を行いながら、長期使用に努めます。

○高耐久材料等による長寿命化

施設の建て替え等を行う際は、高耐久な材料等の使用による長寿命化を検討するとともに、利用状況も踏まえて、施設面積の縮小についても検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

○施設評価による公共施設の量と質の最適化

施設機能の最適化の実現に向け、施設の利用状況や維持管理の状況等、施設の現状把握を行います。

施設の現状把握結果を踏まえ、施設の集約、廃止、転用、売却、除却及び民間活用等も視野に入れ、施設の最適化に努めます。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備、断熱性能の高い材料等の導入及び緑化の推進に努めます。

(2) 建築系公共施設（小中学校）に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○定期点検と日常的な清掃・点検の実施

建築基準法で定められた定期点検を引き続き実施するとともに、児童生徒及び教職員による清掃活動・点検活動を日常的に行います。

○現地調査による不具合の早期発見、迅速な修繕

毎年4月から5月にかけて学校施設担当による現地調査を実施し、施設不具合の早期発見に努めます。

また、施設本体や設備等の定期点検結果等に基づき、学校施設の劣化状況を把握し速やかな修繕に努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○ライフサイクルコスト削減を考慮した計画的な修繕の実施

鉄筋コンクリート及び鉄骨の老朽化に伴う劣化が認められた場合には、修繕等を行います。

また、点検等をしていく中で、躯体については劣化進行を抑制する補修の検討を行い、設備については重要度や緊急度に応じ修繕を行うよう努めます。その際は、ライフサイクルコスト削減を視野に、高耐久材料等による修繕等を検討します。

施設の改修・更新等に当たっては、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○危険か所に即した撤去・復旧等の安全管理

児童生徒及び教職員等が安全に施設を利用するため、点検・診断結果等で危険性が認められた場合には、修繕・撤去等を行い施設の安全管理に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○非構造部材等の耐震点検、避難所の機能向上

耐震化した学校施設及びその他全ての学校施設で、引き続き非構造部材等の耐震点検を実施します。

また、災害時は地域住民の指定避難所となることから、避難所としての機能の向上に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○中長期保全計画、大規模改修・改築等の検討

継続的な点検活動を通じ学校施設状況を的確に把握し、施設等の長寿命化につながる大規模改修や改築等を検討し、学校施設の長寿命化に努めるとともに誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

学校施設の改築等を行う際は、高耐久材料等の活用を検討します。

⑥ 統合や廃止の実施方針

○学校の適正配置の検討

学校の適正規模や、通学距離、通学の安全性、地域の特性、学校と地域の関係を踏まえながら、児童生徒の立場に立ち、地域とともに望ましい教育環境の整備を検討します。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備、断熱性能の高い材料等の導入及び緑化の推進に努めます。

(3) 道路施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○日常の道路巡回、定期的な路面性状調査の実施

道路パトロールを行い、路面状況の把握に努めます。また、市民・自治会からの情報提供等により現地確認を実施します。

○点検結果等データの蓄積と活用

点検結果や修繕履歴等のデータを蓄積・活用することで、計画的な維持管理を実施します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○優先順位づけによる計画修繕

新発田市内すべての舗装補修を行うのは困難であるため、優先度をつけて修繕を行います。優先度の選定には、市内の重要幹線道路、一級市道から修繕を実施し、計画的に進めていきます。

③ 安全確保の実施方針

○第三者被害、市民生活の影響を予防する舗装管理

路面の破損（ポットホール、剥離）による通行車両及び歩行者に対する被害のほか、路面の段差等による振動が家屋や市民生活に影響を及ぼさないよう舗装の維持管理に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○防災上重要な道路での緊急車両等の走行確保

災害時にも円滑に人命救助や消火活動などが行えるように、重要路線については、計画的に緊急車両等の走行機能の確保に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○予防保全型の道路維持管理サイクルの推進

点検・記録・計画・工事からなるメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型管理を基本として、道路の維持管理に努めます。また、新発田市の交通ネットワーク上、重要な道路は優先的に管理・修繕に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

原則として、一律の削減や再編の検討は行いません。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備等の導入及び緑化の推進に努めます。

(4) 橋りょう施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○定期点検による損傷の早期把握

安全で円滑な交通の確保や沿道・第三者への被害を防止するため、1 橋りょう当たり5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を行います。

○日常的な巡回と補修・清掃の実施

橋りょうを良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールを行い、簡易な補修や清掃等に努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○予防保全型の維持管理

定期点検により損傷状況を把握し、健全度評価、優先度評価を行い、対策を検討します。

また、橋りょうの損傷が小規模なうちに修繕を行う予防保全型管理を実施することで、橋りょうの長寿命化が図られ、修繕等に関わる費用の大規模化及び高コスト化を回避し、コスト縮減に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○橋りょうの状態に即した通行規制の実施

定期点検での健全度評価により安全な交通が確保できない橋りょうは、第三者への被害が懸念されるため、通行止め等の規制を実施します。

④ 耐震化の実施方針

○優先順位に配慮した計画的な耐震対策の実施

新発田市の交通ネットワーク上、重要な路線に架かる橋りょうや震災等により孤立するおそれがある地域をつないでいる橋りょうについては、耐震化の優先順位を検討し、計画的な耐震対策に努めます。

○同時施工によるコスト縮減

長寿命化につながる修繕工事と耐震補強工事を同時に施工することにより工期短縮・コスト縮減に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○予防保全型の維持管理サイクルの推進

点検・記録・計画・工事からなるメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型管理を基本として、橋りょうの長寿命化を図ります。

○定期点検に即した長寿命化修繕計画の見直し、緊急修繕の実施

5年サイクルで行われる定期点検に合わせ、長寿命化修繕計画も5年ごとに見直しを行います。なお、定期点検で健全度評価が低い橋りょうについては、橋りょうの重要度に応じて前倒して修繕を行います。

⑥ 統合や廃止の実施方針

○迂回路・交通量等の条件、住民合意に配慮した統合・廃止の検討

経年劣化や災害等により通行に際し、リスクが高い橋りょうにおいては地域の状況、迂回路の検討、交通量等を考慮し、住民との合意形成を図り、橋りょうの統合及び廃止を検討します。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備等の導入及び緑化の推進に努めます。

(5) トンネル施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○第三者被害を予防する定期点検の実施

安全で円滑な交通の確保や沿道・第三者への被害を防止するため、定期点検を実施します。

○定期点検要領の活用、近接目視の点検実施

点検実施に当たっては、自治体向けに策定された「道路トンネル定期点検要領（令和6年9月国土交通省 道路局 国道・防災課）」等を活用し、1路線当たり5年に1回の頻度で近視目視による点検を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○定期点検結果を考慮した計画的な補修実施

市道トンネルは2路線であり、定期点検の結果を考慮し、的確な維持管理補修計画の策定に努めます。

○事後保全の併用、新技術の活用

トンネル内照明など、機能不全になったとしても直ちに健全性や安全性が喪失しないものについては、適切に事後保全を併用しコスト縮減に努めます。

また、LED照明など、ランニングコストが低い新技術等の活用に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○第三者被害を予防する通行規制の実施

定期点検での健全度評価により安全な通行が確保できないトンネルや、第三者への被害が懸念されるトンネルについては、通行止め等の規制を実施します。

○長期の安全利用のための定期点検の実施

トンネルを長期間安全に使用するために、劣化した附属物やコンクリート片等の落下防止対策として、定期的な点検等に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○新技術の活用による耐震対策

震災時に被害が想定されるトンネルについては通行規制を行います。また、耐震化については新技術等を活用しながら対策に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○予防保全型の維持管理サイクルの推進

点検・記録・計画・工事からなるメンテナンスサイクルを構築し、予防保全型管理を基本として、トンネルの長寿命化を図ります。なお、定期点検で健全度評価が低かったトンネルについては、早急に応急対策を行います。

⑥ 統合や廃止の実施方針

原則として、一律の削減や再編の検討は行いません。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備等の導入及び緑化の推進に努めます。

(6) 農道施設に関する実施方針

新発田市が管理する農道施設は農道トンネルです。このため、農道施設に関する実施方針は、(5)トンネル施設に関する実施方針に準じます。

(7) 林道施設に関する実施方針

林道施設に関する実施方針は、(3)道路施設に関する実施方針に準じます。

(8) 公園施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○日常点検の継続実施

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、随時、新発田市が実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を継続的に把握します。

○地域住民・団体と連携した清掃等の活動推進

清掃等は、新発田市によるものの他、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラム（※）の活用を推進します。

※アダプトプログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動を基礎とした美化プログラム

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○予防保全と事後保全の適切な割り当て、公園施設長寿命化計画の推進

施設ごとに、予防保全型と事後保全型を適切に割り当てることで、メリハリをつけた公園施設長寿命化計画を推進していきます。

施設の改修・更新等に当たっては、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○遊具等の安全基準の適合確認

遊具等は点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行い、安全確保に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○防災拠点・避難施設の機能確保のための耐震化

公園内に設置されている建造物のうち、震災時に第三者被害につながるものについては、耐震化または不要建造物の撤去等を検討し、安全を確保することで、防災拠点・避難施設としての機能確保に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○定期点検による劣化状況の把握と修繕計画の改定

個別施設計画の対象施設において、5年に1回以上の健全度調査を行い、施設の劣化損傷状況を把握するとともに、修繕計画の改定を検討します。

また、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

○防災拠点に指定しない公園の災害時の臨時利用

都市公園・防災拠点に指定されていない公園であっても、災害時には地域住民の臨時的な防災拠点となることが想定されるため、一律の削減や再編の検討は行いません。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備、断熱性能の高い材料等の導入及び緑化の推進に努めます。

(9) 臨港施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○老朽度・健全度の継続監視、点検体制の確立

予防保全を実現するために、老朽化度や健全度等を継続的に監視します。このため、点検種別、点検項目、頻度及び機能診断等を定めた点検・診断体系の確立に努めます。

○漁業関係者等の連携による施設情報の収集

漁業関係者は、漁業活動等を行う中で、日々利用する漁港の各施設等を視認しているため、漁業関係者からの情報提供の手法や、体制を確立することで効率的に施設情報の収集に努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○点検結果を活用した修繕・更新の優先度検討

点検結果を活用し、鉄筋コンクリートや無筋コンクリート等の材料特性、施設の重要度等を踏まえ、修繕・更新の優先度を決定します。これによって、修繕・更新工事の平準化等に努めます。

○管理水準を定めた機能保全計画等の策定

漁港施設の補修・補強工事を最も経済的に行うため、維持管理水準や健全度ランク等を定めた機能保全計画等の策定に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○波浪・高潮対策の整備と出入り制限の実施

漁港施設の重要度や被害を想定し、漁港区域の水面の静穏の確保等の波浪・高潮対策といったハード面での整備に努めます。また、人の安全性を確保するため、防波堤等への関係者以外の出入り制限など、ソフト面での対策も進めます。

○安全第一のサービス水準の設定

人命の安全確保を第一に、少ない予算で最大の効果が発揮できる漁港施設の安全対策と最適なサービス水準の設定に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○津波対策

漁港施設の重要度や津波による被害を想定し、避難ルート上への避難誘導看板や高台への避難階段等の設置について、関係所管課や周辺自治体と連携した整備に努めます。

○港湾機能の継続対策、液状化対策

地震後早期に漁港機能を復旧・再開するために、施設の重要度等を踏まえ、液状化対策等の検討に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○機能診断による計画的な機能保全の実施

漁港施設の機能診断、機能保全対策等を定めたストックマネジメントの策定に努めます。これによって、漁港施設に係るライフサイクルコストの最小化と機能保全対策コストの平準化に努めます。

○修繕・更新工事における高耐久材の活用

漁港施設の修繕・更新工事に当たっては、耐久性の高い材料等の活用によって長寿命化に努めます。

○機能保全計画の定期的な見直し

施設の安全確保を前提に、少ない予算で最大の長寿命化が実現できるような機能保全とするために、計画の定期的な見直し、P D C Aサイクルの構築に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

インフラ施設のため、一律の削減や再編の検討は、原則として行いません。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備等の導入に努めます。

(10) 排水機場施設に関する実施方針

排水機場施設は、新潟県が作成した「機能保全計画」と、市が作成した「土地改良財産管理計画」に基づき、維持管理は市が行い、大規模な改修等は県営事業にて整備を実施します。

(11) 上水道施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○巡回点検や定期点検の継続実施

巡回点検や定期点検を継続し、劣化状況等を把握し、効率的な維持管理に努めます。

○定期点検・改修履歴データの蓄積と活用

巡回点検や定期点検結果及び修繕・改修の履歴等のデータを蓄積し、維持管理計画等への活用に努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○計画的な老朽管路の更新

更新・改良の優先順位等を決定するためのアセットマネジメントに基づき、計画的に老朽管路等の更新・改良に努めます。

○ライフサイクルコストの縮減

施設の更新・整備に当たっては、他の工事情報の把握・共有化を検討し、同区間の他工事との共同によって仮設コスト等の縮減に努めます。

また、重要度や現地条件等に適合した管路材等を選定し、管路のダウンサイジングや統合を行うことでライフサイクルコストの縮減に努めます。

○事後保全と予防保全の適切な併用

重要度や優先順位等を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分け、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

③ 安全確保の実施方針

○断水に備えた応急給水施設の整備と管理

災害発生時や水質事故等による給水停止状態においても、必要最小限の生活用水を確保するため、地域防災計画等に基づいた応急給水施設の整備と管理に努めます。

○周辺自治体との連携による早期復旧対策

災害発生後の早期復旧に備え、必要な復旧資材の備蓄等によって、応急復旧体制の整備に努めます。また、災害による断水等を最小限に抑えるため、配水管の連結など隣接する水道事業者と連携体制の強化を図ります。

④ 耐震化の実施方針

○老朽化した基幹管路・重要管路の耐震化

老朽化した管路は、地震時に損傷・断水するおそれがあるため、基幹管路や重要管路については、計画的に耐震性を有す管路に取り替え、災害復旧で発生する突発的な復旧工事費の削減に努めます。

○配水池の耐震補強による機能確保

非常時の給水機能を有す配水池は、地震後も安定した配水機能が求められるため、耐震診断等を行い、必要があれば耐震補強工事等を行うことで施設の機能確保を図ります。

⑤ 長寿命化の実施方針

○管路の腐食対策、不具合の早期発見による設備の予防保全

配水管を更新する際に、管路の被覆等による腐食対策を検討し、長寿命化に努めます。

上水施設や設備等については、日常点検や定期点検等によって不具合を早期発見し、予防保全による長寿命化に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

○未使用施設の廃止と遊休地の活用

現在使用していない施設は廃止等を行い、遊休地の利活用を検討します。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備等の導入及び緑化の推進に努めます。

(12) 下水道・農業集落排水施設に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

○日常点検と定期的な詳細点検の継続

処理場や設備等は、日常点検や月例点検など、比較的短い周期で行う通常点検を行います。また、定期的な詳細点検によって劣化状況を把握し、効率的な維持管理に努めます。

○劣化状況のデータ蓄積と活用

各施設・主要部品等の劣化状況はデータ蓄積し、維持管理費用の平準化に努めます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

○高耐久材の活用によるコスト縮減に配慮した下水道整備

高耐久材料等を活用し、ライフサイクルコストの縮減に配慮した下水道の早期整備に努めます。

○事後保全と予防保全の適切な併用

管種や劣化要因、優先順位を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分け、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

施設の改修・更新等に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、計画的に取り組めます。

③ 安全確保の実施方針

○マンホール蓋の浮上り・飛散防止等の安全対策

優先順位を検討の上、マンホール蓋の浮上り・飛散防止といった安全対策に努めます。また、劣化・損傷した管路は、部分的に取り替えることで、更新コストの削減に努めます。

④ 耐震化の実施方針

○老朽管路の更新による耐震化

老朽化した管路は、地震時に損傷し機能喪失するおそれがあるため、耐震性を有す管路への部分取り替え等、コスト縮減につながる工法を検討の上耐震対策に努めます。

⑤ 長寿命化の実施方針

○高耐久材の活用による管路の長寿命化

新規整備する下水管路については、耐久性の高い材料等の使用を検討し、管路の長寿命化に努めます。

○予防保全型の施設管理の推進

「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（令和4年3月改定 国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」等に基づき、下水道及び農業集落排水施設の個別施設計画を策定し、予防保全型の施設管理に努めるとともに誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

⑥ 統合や廃止の実施方針

○重複・代替えできる施設の統合・廃止

重複・代替えできる下水処理施設等については、統合・廃止等を検討します。使用していない施設は、他目的の使用または廃止等を検討します。

⑦ 脱炭素化の実施方針

施設の改修・更新等に当たっては、省エネルギー性能に優れた機器、再生可能エネルギー利用設備等の導入及び緑化の推進に努めます。

第6章 今後の推進に向けて

1 全庁的な取組体制の構築

今後、本計画の運用により公共施設等の適切な管理を進め、安全・安心で持続的な施設サービスの提供を行うためには各所管課が連携し、全庁的に総合的かつ計画的な維持管理を行っていく必要があります。

そのために、各所管課が管理する施設の運営状況や施設保全に係る将来の情報を「施設カルテ」として一元的に集約管理し、定期的に情報を更新します。この情報を活用することで、各公共施設等の具体的な状況を把握し、公共施設等全体のあり方を全庁横断的に議論していきます。

また、推進委員会を設置し、全庁的な公共施設マネジメント体制を構築することによって、各所管課が管理する公共施設等の修繕要望の優先順位を整理するとともに、大規模改修や更新費用を平準化することで、財政負担の低減を図りながら、総合的かつ計画的に公共施設等を管理します。

2 計画のフォローアップの実施方針

計画の確実な実行に向け、固定資産台帳の活用やP D C Aサイクル等の進行管理を行い、その結果を計画の見直しに反映させます。

資料編

1 更新費用試算の単価設定（築年数・整備年数のみを基準とした試算）

本編で試算した公共建築物とインフラ施設の築年数・整備年数のみを基準に単純更新した場合の更新費用は、総務省が推奨する「公共施設及びインフラの更新費用推計ソフト仕様書」に記載された標準的な単価と法定耐用年数に準拠しました。

(1) 公共建築物

施設分類ごとの費用単価を用いて、各公共建築物の延床を乗じて、更新費用を算出します。

施設大分類	費用単価	
	大規模改修 (30年)	建て替え (60年)
行政系施設、産業系施設、医療施設、社会教育系施設、市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、供給処理施設、その他施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

(2) 道路・林道

更新単価に道路、林道の面積（㎡）を乗じることで、更新費用を算出します。

種別	費用単価
道路	4,700円/㎡
自転車歩行者道	2,700円/㎡

(3) 橋りょう

部材ごとの単価に橋りょうの面積（㎡）を乗じることで、更新費用を算出します。

部材	費用単価
P C橋	42.5万円/㎡
鋼橋	50.0万円/㎡
R C橋、その他	44.8万円/㎡

(4) 上水道

管径ごとの単価に水道管の延長距離（m）を乗じることで、更新費用を算出します。

導水管 / 送水管		配水管	
管 径	単 価	管 径	単 価
300mm 未満	100 千円 /m	150mm 以下	97 千円 /m
300 ～ 500mm	114 千円 /m	200mm 以下	100 千円 /m
500 ～ 1000mm 未満	161 千円 /m	250mm 以下	103 千円 /m
1000 ～ 1500mm 未満	345 千円 /m	300mm 以下	106 千円 /m
1500 ～ 2000mm 未満	742 千円 /m	350mm 以下	111 千円 /m
2000mm 以上	923 千円 /m	400mm 以下	116 千円 /m
		450mm 以下	121 千円 /m
		550mm 以下	128 千円 /m
		600mm 以下	142 千円 /m
		700mm 以下	158 千円 /m
		800mm 以下	178 千円 /m
		900mm 以下	199 千円 /m
		1000mm 以下	224 千円 /m
		1100mm 以下	250 千円 /m
		1200mm 以下	279 千円 /m
		1350mm 以下	628 千円 /m
		1500mm 以下	678 千円 /m
		1650mm 以下	738 千円 /m
		1800mm 以下	810 千円 /m
		2000mm 以下	923 千円 /m

(5) トンネル、農道、公園、臨港施設、排水機場、下水道・農業集落排水

それぞれの施設の個別施設計画で試算された更新費用とします。

2 普通会計から公営企業会計への繰出金

公営企業会計は「独立採算制の原則」に基づき運営されており、普通会計から公営企業会計へ繰出金（自然現象に起因する「雨水処理に要する経費」）を支出していますが、公営企業会計の建設改良費に対する負担はしていません。

普通会計から企業会計への繰出金決算額

単位：億円

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	平均
水道事業会計	0.4	0.0	0.0	0.0	1.2	1.0	1.2	3.8	1.6	1.2	1.0
下水道事業特別会計	11.4	11.2	11.1	11.5	11.8	12.0	17.8	19.0	18.4	20.6	14.5
農業集落排水事業特別会計	3.9	3.7	3.8	4.0	4.3	4.5	-	-	-	-	4.0
合 計	15.7	14.9	14.9	15.5	17.3	17.5	19.0	22.8	20.0	21.8	17.9

※農業集落排水事業特別会計は、公営企業会計化のため令和元年度に下水道事業会計に統合

3 用語説明

○公共施設

学校・図書館・道路・公園・下水道など、公共事業によって供給される施設。

○インフラ

インフラストラクチャー（infra-structure）の略。下部構造、基盤という意味。

公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょう等の交通施設や公園、上水道、下水道等の施設の総称。

○長寿命化計画（個別施設計画）

公共施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策（※）の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、解体等の対策

○ライフサイクルコスト

建物等の建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要となる費用。

○アセットマネジメント

社会インフラを資産と捉え、中長期的な視点から社会インフラのライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に維持管理・運営すること。

○予防保全

建物等の性能を良好な状態に保つこと。建物等をあらかじめ計画的に点検し、不具合が発生する前に対策を講じること。

○事後保全

建物等の不具合が発生した後に性能を良好な状態に戻すために修繕等の対策を講じること。

○耐震化

強い地震でも建物が倒壊、損壊しないように補強すること。そのような構造に造りかえること。

○長寿命化

建物等の不具合を直し耐久性を高め、建物の機能を現在求められている水準まで引き上げること。

○延床面積

建物の各階の床面積の合計。